青少年インターネット環境の整備等に関する検討会

報 告 書

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言」

平成２３年８月

目　　次

序章　はじめに

インターネットは、今や世界規模で情報の発信、取得などが行うことができる有用で便利なコミュニケーション手段として、青少年をはじめ人々に広く浸透している。その反面、心身が未発達な青少年が閲覧するには望ましくないと考えられる情報もインターネットには数多く流通している。

インターネットの利用の一般化は、ここ10数年のことであるため、青少年にとっては利用することに抵抗がなく、利用することが当り前となっている状況にあるのに対して、その保護者は、子ども時代には存在しなかったり、子ども時代に存在したものの情報モラル教育等を受ける機会はなかった場合が多く（ジェネレーション・ギャップ）、青少年のインターネットの利用については、その認識が保護者それぞれで違っており、特に一部の保護者の間にインターネットに潜む有害情報等に対する認識不足が大いに懸念されている。

また、いわゆる出会い系サイトや出会い系サイト以外のコミュニティサイトの利用に起因して青少年が犯罪被害に遭う事例も絶えず、特に、平成20年以降、コミュニティサイトの利用に起因した青少年の犯罪被害は一貫して増加している。さらに、睡眠時間を削った電子メールのやりとりなど携帯電話への過度の依存によって、青少年の生活面などに影響を与えることなどが懸念されている。

このような青少年の携帯電話の利用に伴う問題が社会問題化したのを契機に、平成21年４月に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）は、平成23年４月１日で施行後満２年を迎えている。法附則第３条では、「政府は、この法律の施行後３年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されており、それを受けて、青少年インターネット環境の整備等に関する検討会（以下「検討会」という。）は、平成22年10月から同条に係る検討を開始し、検討方針を定め、それに沿って法施行後の関係者の取組を検証するとともに、特に現状の課題を見極め、他省庁による検討の結果も鑑みて、今回、以下のとおり本報告書（提言）を取りまとめた。

まず、本報告書第１章においては、青少年インターネット環境整備法の制定経緯及び基本理念と併せて、検討会における検討の方向性について記載されている。

次に、青少年インターネット環境整備法の整備等に伴い、関係府省庁や関係者等による積極的な取組が展開され、一定の成果が報告されている状況であり、本報告書第２章においては、２年半に渡るその取組の一部について報告されている。

また一方で、上述したように、コミュニティサイトでの青少年の被害がここ数年増

加している状況にあることに加え、親子間での携帯電話利用に係る話し合いがなされていないケースや未だに法律の存在を知らない保護者の存在など、法律整備を背景に実施してきた現状の取組が、必ずしも青少年インターネット環境整備について十分な取組であるとは言えない。さらに、携帯電話の分野においては法施行当時とは異なり、高度な技術開発による新たなデバイスが登場し、その環境事情が大きく変化していることも認められるところである。こうした課題については、本報告書第３章において整理されている。

最後に、第４章において、第１章から第３章を踏まえ、青少年インターネット環境整備に関する提言が記載されている。

今後の青少年のインターネット環境整備への取組は、本報告書を踏まえ、政府及び関係者により更なる取組を着実に進展させていくことを期待する。

なお、本検討会は、この報告（提言）を踏まえて、今後講ずべき具体的に必要な措置について引き続き検討を行っていく予定である。

第１章　青少年インターネット環境整備法の制定経緯及び基本理念
並びに法施行状況に係る検討の方向性

１　青少年インターネット環境整備法の制定経緯及び基本理念

⑴　法律制定に係る経緯

インターネット上の青少年に有害な情報の流通については、その青少年に与える影響を憂慮し、その対策が急務であるとの認識の下、平成 19 年に衆議院で参考人質疑が、自由民主党の青少年特別委員会、内閣部会、総務部会、経済産業部会などで検討が行われ、平成 20 年１月からは、民主党においても違法・有害情報サイト対策ＰＴで検討が進められた。

その結果、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成 20 年法律第 79 号）が衆議院青少年問題に関する特別委員会の委員長提案により法案が提出され、成立した（平成 20 年６月 18 日公布、平成 21 年４月１日施行）。

なお、この法案審議において、「そもそも当該規制を青少年の大変な今の危機的な状況にかんがみれば、やむを得ずせざるを得なかったという状況でこの法律は制定をされているものというふうに解しており、一概に規制強化というものは考えていない」旨の発言があった。

⑵　基本理念

上述の経緯により法律が制定されたが、その制定趣旨を踏まえて法第３条に基本理念として次の３項目が規定され、第４条において国及び地方公共団体（以下「国等」という。）の責務に反映され、以て青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策全体に反映されるものとなった。

①　青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得することを旨とすること

青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするという本法の目的を実現するためには、情報メディアリテラシー教育等を通じて、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得する必要がある。

②　青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくすることを旨とすること

インターネット上において、犯罪、自殺及びいじめ等の青少年の健全な成長を著しく阻害する青少年有害情報が多く流通し、それによる青少年の被害が絶えないという本法制定の背景にかんがみ、青少年がかかる情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくする。

③　民間における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担い、国及び地方公共団体はこれを尊重することを旨とすること

携帯電話事業者の18 歳未満の携帯電話の利用者に対するフィルタリングの原則適用、フィルタリングの精度向上とＩＴ啓発教育を目指した第三者機関の設立など、民間における主体的・自律的な取組がすでに実施されており、こうした民間の取組を阻害することなくさらに順調に発展させるため、また、インターネットを利用した表現の自由に配慮して、国の関与は最小限にとどめ、民間主導の取組を支援するものである。

２　青少年インターネット環境整備法の検討の方向性

検討会では、上述の法律の制定経緯やその基本理念を踏まえて、以下の３つの方向性をもって臨むこととし、検討する段階ではあらゆる選択肢について一切排除しないことで進めることとした。

(1)　青少年のインターネット利用環境の整備等について、平成 21 年４月の法施行時からこれまでの各関係者における取組は、どのような状況であるか。

各関係者がこの１年６ヶ月実施してきた取組を検証し、その実効性、その効果等を確認して、その取組に対して何か見直すべきこと、具体的には効率性の向上や取組方法の見直し等を検討する。

(2)　青少年のインターネット利用環境の変化等を踏まえ、新たに検討すべき事項はないか。

インターネット利用環境は、スマートフォンなどにも見られる技術の進展に伴い利用環境も大きく変化しており、各関係者がこの１年６ヶ月実施してきた取組の検証結果を踏まえ、新たな環境変化に適合できるよう、何か見直すべきこと、具体的には法適用範囲の拡大や取組方法の抜本的見直し等を検討する。

(3)　青少年のインターネット利用環境の整備のあり方について、更に効果的な取組とするために、どのようなことが考えられるか。

各関係者がこの１年６ヶ月実施してきた取組の検証結果を踏まえ、更に効果的な取組とすることができるか、具体的にはまったく違った新たな取組方法の提案、分野境界を越えた取組構想等を検討する。

第２章　青少年インターネット環境整備法施行後の取組概要

検討会では、青少年インターネット環境整備法が施行された平成 20 年４月１日以降のその施行の取組について、関係府省庁、委員及び関係民間団体等からヒアリングを実施するなど、総合的に検証することとした。
その検証した施行後の取組状況の概要については、以下のとおりである。

第１節　政府等の取組

政府の取組については、青少年インターネット環境整備法に基づき、第１回から第５回までの検討会での審議を経て、青少年のインターネット利用環境の整備推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 21 年６月、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」（いわゆる青少年インターネット環境整備基本計画。以下「基本計画」という。）が策定された。
基本計画に基づく取組に関しては、第６回検討会においては、平成 21 年度の基本計画フォローアップを各関係府省庁から実施し、第９回検討会では文部科学省の取組状況が報告された（基本計画に基づく取組等の概要は、以下のとおり。）。
なお、地方公共団体の取組については、各地方の実情に応じて、保護者による安易なフィルタリングの解除を防ぐ規定や保護者に対してフィルタリング不要の申し出をする際に理由書の提出を義務付けるなどの青少年の保護育成等に関する条例の改正やフィルタリングの普及啓発等が進められている。
こうした取組等に関しては、検討会において「青少年インターネット環境整備法成立後の地方公共団体における関連条例改正の主な動き」（第７回検討会）、九都県市首脳会議の要望「青少年をインターネットの青少年有害情報から守る取組について」（第８回検討会）及び「地方公共団体における青少年のインターネット利用環境に関する調査の実施状況」（第９回検討会）が報告された。

第１　基本計画に基づく取組

Ⅰ　青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進に係る施策に関する事項

１．学校における教育・啓発の推進

(1)　情報モラル教育等の推進【文部科学省】
〇新学習指導要領の円滑かつ確実な実施等：
・　平成20年（小・中学校）、平成21年（高等学校）に改訂された新学習指導要領では、情報モラル教育の充実を図っている。具体的には、小・中・高等学校の新学習指導要領の「総則」では「情報モラルを身に付け」ることを明記するとともに、高等学校の共通教科「情報」においては、

社会の情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度を育成する観点から、従来の３科目の内容を再構成し、「社会と情報」「情報の科学」の２科目構成（選択必履修）とした。「社会と情報」においては、情報の特徴、情報化が社会に及ぼす影響の理解及び情報モラルを身に付ける学習活動を重視する内容とした。

・　文部科学省は、「教育の情報化に関する手引」（平成22年10月）において、情報モラルの章を設け、小・中・高等学校等において、その発達段階に応じた情報通信技術の適切な活用指導及び情報モラル教育を実施するために参考となるように、具体例を提供している。

(2)　情報モラル等の指導力の向上【文部科学省】

〇平成22年度カリキュラム・マネジメント指導者養成研修において、情報モラル教育に関する講義・演習を実施し、児童生徒の発達段階に応じた体系的な情報モラル教育の推進方策や学校の指導計画への位置づけについての研修を行った。また国立教育政策研究所が、学校における情報モラル教育の一層の推進を図るため、具体的な授業の進め方の例などを示した「情報モラル教育実践ガイダンス」を作成し、平成23年３月に公表した。

(3)　学校における啓発活動の推進

〇民間における啓発に対する支援【総務省】

平成21年２月に設立された安心ネットづくり促進協議会における、携帯事業者等によるリテラシー向上のための地域啓発活動や国民運動等の全国啓発活動の取組に対し、必要な情報提供や助言等の支援を行っている。

〇メディアリテラシーを向上するための教材等の開発・普及【総務省】

平成21年度及び平成22年度においては、公開中の教材[1]について引き続き普及を図るとともに、新たな年齢層（主として中学生、高校生）を対象とした新たなプログラムを開発した。引き続き、公開中の教材の普及を図ることとしている。

〇「ちょっと待って、ケータイ」や啓発用映像資料等の作成・配布【文部科学省】：

・　携帯電話のインターネット利用に際しての留意点やトラブル・犯罪被害の例、対応方法のアドバイスなどを盛り込んだ子ども向けリーフレット「ちょっと待って、ケータイ」を平成22年２月17日に全国の小学６年生等に配布した。現在でも文部科学省ＨＰからダウンロード可能[2]。

・　携帯電話利用に係る親子のルールづくり等に関するリーフレット「ちょっと待って！はじめてのケータイ」を平成22年２月17日に各都道府県教育委員会、PTA連絡協議会等へ配布した。現在でも文部科学省ＨＰから

---

1 http://www.ict-media.net/

2 http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taisaku/1225103.htm

ダウンロード可能[3]。

・　有害情報に係る犯罪・被害、トラブルの対応事例に関する啓発用映像資料を作成し、平成22年３月10日に各都道府県教育委員会、ＰＴＡ連絡協議会等へ配付した。

○青少年のインターネットの適切な利用に関する意識向上のための啓発教材の作成等【経済産業省】

平成21年度、フィルタリング普及啓発セミナー等において、青少年のインターネット利用にかかる効用、トラブル、フィルタリングの概要等について啓発資料を作成し、フィルタリング普及啓発セミナーで利用。

○非行防止教室やサイバーセキュリティ講習等での取組【警察庁】

警察庁から都道府県警察に対しフィルタリングの普及促進と適切な利用のための啓発活動等の取組みを強化するよう指示しているところ、各都道府県警察においては、非行防止教室やサイバーセキュリティ講習等の場で、児童や保護者、学校等教育機関等に対し、出会い系サイトなどに関連した犯罪の被害状況及び被害防止対策等について、講演の実施やリーフレット配布等の広報啓発活動を推進している。

○e-ネット安心講座の実施【総務省、文部科学省】

保護者・教職者等を対象とした子どもたちのインターネットの安心・安全利用に関する啓発講座（e-ネット安心講座）を実施（平成18年度:453件、平成19年度:1,089件、平成20年度：1,208件、平成21年度：624件、平成22年度：557件）

○フィルタリング普及啓発セミナーの実施【経済産業省】

インターネットの安心・安全な利用にかかるフィルタリング普及啓発セミナーを全国で実施。本セミナーにおいては、青少年や保護者に加え、教職者や住民等青少年を取り巻く関係者に対しその対策をすることで、関係者全体のインターネットリテラシーの向上と保護者等による実効的な自主的対策の促進を図った。平成21年度は、42回。平成22年度は、58回。

○インターネット安全教室の開催【経済産業省】

警察庁及び都道府県警察の協力の下、全国各地のＮＰＯ等と連携し、「インターネット安全教室」を開催。平成21年度は154回。平成22年度は158回。

○教育委員会、都道府県等に対する協力依頼【文部科学省】

平成23年３月23日、教育委員会、都道府県等に対し、青少年が使用する携帯電話等においてフィルタリングが利用されるよう努めることの協力依頼の通知を発出。

(4)　「ネット上のいじめ」に対する取組等の推進【文部科学省】

○「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集を作成（平成20年11月）、21年度も引き続き各学校・教育委員会に配付した。

[3] http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/taisaku/1225104.htm

○平成21年１月30日初等中等教育局長通知「学校における携帯電話の取扱い等について」を発出、各教育委員会の担当者を集めた会議等で周知を行った。

○平成22年度から学校ネットパトロールに関する調査研究を行い、各自治体の取組状況に関する調査や関係者へのヒアリングによる実態把握などを行っている。

２．社会における教育・啓発の推進

(1)　地域・民間団体・事業者による教育・啓発活動への支援

○非行防止教室やサイバーセキュリティ講習等の実施【警察庁】

警察庁から都道府県警察に対しフィルタリングの普及促進と適切な利用のための啓発活動等の取組みを強化するよう指示しているところ、各都道府県警察においては、非行防止教室やサイバーセキュリティ講習等の場で、児童や保護者、学校等教育機関等に対し、出会い系サイトなどに関連した犯罪の被害状況及び被害防止対策等について、講演の実施やリーフレット配布等の広報啓発活動を推進している。

○e-ネット安心講座の実施【総務省、文部科学省】（再掲）

保護者・教職員等を対象とした子どもたちのインターネットの安心・安全利用に関する啓発講座(e-ネット安心講座)を実施。(平成18年度:453件、平成19年度：1,089件、平成20年度：1,208件、平成21年度：624件、平成22年度：557件)

○フィルタリング普及啓発セミナーの実施【経済産業省】（再掲）

インターネットの安心・安全な利用にかかるフィルタリング普及啓発セミナーを全国で実施。本セミナーにおいては、青少年や保護者に加え、教職者や住民等青少年を取り巻く関係者に対しその対策をすることで、関係者全体のインターネットリテラシーの向上と保護者等による実効的な自主的対策の促進を図った。平成21年度は、42回。平成22年度は、58回。

○インターネット安全教室の開催【経済産業省】（再掲）

警察庁及び都道府県警察の協力の下、全国各地のＮＰＯ等と連携し、「インターネット安全教室」を開催。平成21年度は154回。平成22年度は158回。

○インターネット利用環境整備をテーマとするシンポジウムの開催【総務省】

ネット有害環境から青少年を守るための情報モラル教育シンポジウムを、平成21年度に開催した。また、安心ネットづくり促進協議会やＰＴＡによる全国各地域でのシンポジウム開催を支援している。

○情報セキュリティ対策を講じるための基本的な情報を提供することを目的としたウェブサイトの開設【総務省】

「国民のための情報セキュリティサイト」について、情報通信の利用動向及び情報セキュリティの状況等を踏まえたコンテンツを作成し、情報提

供を行っている[4]。

〇安心ネットづくり促進協議会に対する支援【総務省】

平成21年２月、誰もが安心かつ安全にインターネットを利用できる環境の整備を目的とし、利用者・産業界・教育関係者等が連携した取組として、安心ネットづくり促進協議会が設立され、全国各地域での啓発活動（地域事業）や利用環境整備に関する目標を共有する国民運動（全国事業）、ネットが青少年に与える影響等の学術的調査・検証等の活動に対し、平成21年度及び平成22年度においては、必要な情報提供や助言等の支援を行っている。

〇地域の実情に応じた取組等の支援【文部科学省】：

・　地域における取組体制の構築、有害情報に関する普及啓発、ネットパトロール等の地域の実情に応じた取組について平成21年度は25地域、平成22年度においては、17地域を支援している。また、関係業界・団体の連携を強化する「ネット安全安心全国推進会議」を平成22年２月16日開催し、同会議の取組の一環である「ネット安全安心全国推進フォーラム」を平成22年３月６日に開催した。平成23年3月20日に予定していた同フォーラムは震災により中止。

・　平成23年度は、地域における教育・啓発活動の支援を継続するとともに、新たに有識者等によるキャラバン隊を結成し学習・参加型のシンポジウムを開催する予定。

〇「インターネットにおけるルール＆マナー検定」の普及広報【経済産業省、内閣府】

平成21年度及び平成22年度においては、フィルタリング普及啓発セミナー等にて、「インターネットにおけるルール＆マナー検定」にかかる情報提供を実施。

〇メディアリテラシーを向上するための教材等の開発・普及【総務省】（再掲）

平成21年度及び平成22年度においては、公開中の教材について引き続き普及を図るとともに、新たな年齢層（主として中学生、高校生）を対象とした新たなプログラムを開発した。引き続き公開中の教材の普及を図ることとしている。

〇「ちょっと待って、ケータイ」や啓発用映像資料等の作成・配布（再掲）【文部科学省】：

・　携帯電話のインターネット利用に際しての留意点やトラブル・犯罪被害の例、対応方法のアドバイスなどを盛り込んだ子ども向けリーフレット「ちょっと待って、ケータイ」を平成22年２月17日に全国の小学６年生等に配布した。現在でも文部科学省ＨＰからダウンロード可能。

---

[4] http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/security/index.htm

・　携帯電話利用に係る親子のルールづくり等に関するリーフレット「ちょっと待って！はじめてのケータイ」を平成22年２月17日に各都道府県教育委員会、PTA連絡協議会等へ配布した。現在でも文部科学省ＨＰからダウンロード可能。

・　有害情報に係る犯罪・被害、トラブルの対応事例に関する啓発用映像資料を作成し、平成22年３月10日に各都道府県教育委員会、PTA連絡協議会等へ配付した。

(2)　ポータルサイトを活用したわかりやすく速やかな情報提供【内閣官房（ＩＴ担当室）】

インターネット上の違法・有害情報に関する現状やこれに対する官民の取組について、「インターネット上の違法・有害情報対策ポータルサイト」[5]を活用し、随時必要な情報提供を実施している。

３．家庭における教育・啓発の推進

(1)　「親子のルールづくり」など家庭における取組への支援

〇非行防止教室やサイバーセキュリティ講習等の実施【警察庁】（再掲）

警察庁から都道府県警察に対しフィルタリングの普及促進と適切な利用のための啓発活動等の取組みを強化するよう指示しているところ、各都道府県警察においては、非行防止教室やサイバーセキュリティ講習等の場で、児童や保護者、学校等教育機関等に対し、出会い系サイトなどに関連した犯罪の被害状況及び被害防止対策等について、講演の実施やリーフレット配布等の広報啓発活動を推進している。

〇e-ネット安心講座の実施【総務省、文部科学省】（再掲）

保護者・教職員等を対象とした子どもたちのインターネットの安心・安全利用に関する啓発講座(e-ネット安心講座)を実施。(平成18年度:453件、平成19年度：1,089件、平成20年度：1,208件、平成21年度：624件、平成22年度：557件)

〇家庭教育支援基盤形成事業による学習機会の提供【文部科学省】

家庭教育に関する学習機会において、子どもの携帯電話やインターネット利用について理解や知識を深めた講座等が実施されている。

〇フィルタリング普及啓発セミナーの実施【経済産業省】（再掲）

インターネットの安心・安全な利用にかかるフィルタリング普及啓発セミナーを全国で実施。本セミナーにおいては、青少年や保護者に加え、教職者や住民等青少年を取り巻く関係者に対しその対策をすることで、関係者全体のインターネットリテラシーの向上と保護者等による実効的な自主的対策の促進を図った。平成21年度は、42回。平成22年度は、58回。

〇インターネット安全教室の開催【経済産業省】（再掲）

---

[5] http://www.it-anshin.go.jp/

警察庁及び都道府県警察の協力の下、全国各地のＮＰＯ等と連携し、「インターネット安全教室」を開催。平成21年度は154回。平成22年度は158回。

○青少年インターネット環境整備法の周知に係る広報啓発【内閣府】：

・　青少年インターネット環境整備法の施行（平成21年４月）に当たり、同法の趣旨及び内容等を周知するため、関係省庁と協力の上、リーフレット等を作成・配布した[6]。

・　平成21年度及び平成22年度においては、中学生及び保護者を主な対象とする「健全なインターネット活用ができる青少年を育てるためのパンフレット」（子ども向け及び保護者向け）を作成・配布した[7]。

○「ちょっと待って、ケータイ」や啓発用映像資料等の作成・配布（再掲）【文部科学省】：

・　携帯電話のインターネット利用に際しての留意点やトラブル・犯罪被害の例、対応方法のアドバイスなどを盛り込んだ子ども向けリーフレット「ちょっと待って、ケータイ」を平成22年２月17日に全国の小学６年生等に配布した。現在でも文部科学省ＨＰからダウンロード可能。

・　携帯電話利用に係る親子のルールづくり等に関するリーフレット「ちょっと待って！はじめてのケータイ」を平成22年２月17日に各都道府県教育委員会、PTA連絡協議会等へ配布した。現在でも文部科学省ＨＰからダウンロード可能。

・　有害情報に係る犯罪・被害、トラブルの対応事例に関する啓発用映像資料を作成し、平成22年３月10日に各都道府県教育委員会、PTA連絡協議会等へ配付した。

○家庭教育手帳の作成等【文部科学省】

情報モラルについて家庭で話し合うことの重要性に関しても記載した家庭教育手帳を文部科学省ＨＰに掲載し、広く国民に情報提供するとともに、全国の教育委員会やＰＴＡ、子育て支援団体等における家庭教育に関する学習機会等での活用を促している。

○フィルタリング普及啓発セミナーの実施【経済産業省】（再掲）

インターネットの安心・安全な利用にかかるフィルタリング普及啓発セミナーを全国で実施。本セミナーにおいては、青少年や保護者に加え、教職者や住民等青少年を取り巻く関係者に対しその対策をすることで、関係者全体のインターネットリテラシーの向上と保護者等による実効的な自主的対策の促進を図った。平成21年度は、42回。平成22年度は、58回。

---

[6] http://www8.cao.go.jp/souki/koho/pdf/pamph-leaf/youth-h1.pdf

[7] 子ども向け
（表面）http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/koho/pdf/youth-h2-1.pdf
（裏面）http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/koho/pdf/youth-h2-2.pdf
保護者向け
（表面）http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/koho/pdf/youth-h3-1.pdf
（裏面）http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/koho/pdf/youth-h3-2.pdf

○インターネット安全教室の開催【経済産業省】（再掲）

警察庁及び都道府県警察の協力の下、全国各地のＮＰＯ等と連携し、「インターネット安全教室」を開催。平成21年度は154回。平成22年度は158回。

○メディアリテラシーを向上するための教材等の開発・普及【総務省】（再掲）

平成21年度及び平成22年度においては、公開中の教材について引き続き普及を図るとともに、新たな年齢層（主として中学生、高校生）を対象とした新たなプログラムを開発した。引き続き公開中の教材の普及を図ることとしている。

(2)　青少年の発達段階に応じた保護者の管理（ペアレンタルコントロール）への支援

○安心ネットづくり促進協議会の取組を通じた啓発・普及活動等への支援【総務省】

平成21年２月に設立された安心ネットづくり促進協議会の取組を通じて、自治体、ＮＰＯ、携帯事業者等による保護者向けの啓発活動、機能限定携帯の普及活動を支援している。

○インターネット安全教室やフィルタリング普及啓発セミナーを通じた周知【経済産業省】

平成21年度及び平成22年度においては、インターネット安全教室やフィルタリング普及啓発セミナーを実施し、フィルタリングの機能の高度化等を中心とした適切なペアレンタルコントロールや、コミュニティサイトの適切な利用の方法について周知。

４．教育の効果的な手法の開発・普及促進のための研究支援等

(1)　効果的な情報教育の実施への支援【文部科学省】（再掲）

○文部科学省は、「教育の情報化に関する手引」（平成22年10月）において、情報モラルの章を設け、小・中・高等学校等において、その発達段階に応じた情報通信技術の適切な活用指導及び情報モラル教育を実施するために参考となるように、具体例を提供している。

(2)　保護者に対する効果的な啓発の在り方の検討・推進

○安心ネットづくり促進協議会における地域啓発活動等に対する支援【総務省】

平成21年２月に設立された安心ネットづくり促進協議会における、自治体、ＮＰＯ、携帯事業者等による親子向けの地域啓発活動、リテラシー向上のための普及啓発活動に対し、必要な情報提供や助言等の支援を行っている。

○インターネット安全教室やフィルタリング普及啓発セミナーを通じた周知

【経済産業省】（再掲）
　平成21年度及び平成22年度においては、インターネット安全教室やフィルタリング普及啓発セミナーを実施し、フィルタリングの機能の高度化等を中心とした適切なペアレンタルコントロールや、コミュニティサイトの適切な利用の方法について周知。

○フィルタリング普及啓発キャンペーン等の実施【内閣府、総務省、経済産業省】

・　平成21年３月６日から１ヶ月間、全国８箇所において、家電量販店、民間の関係事業者等と共に、官民が連携して、フィルタリング普及啓発キャンペーンを実施。
・　平成22年度、経済産業省では、全国58箇所において、関係事業者とも連携しつつフィルタリング普及啓発セミナーを実施した。

５．国民運動の展開

(1)　社会総がかりで取り組むための広報啓発の実施【内閣府】

○平成21年７月及び平成22年７月、インターネット上の違法・有害情報への適切な対応を重点課題の1つとして、「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」を実施した。また、平成21年11月及び平成22年11月、有害環境への適切な対応を重点的な課題の１つとして、「子ども・若者育成支援強調月間」（平成22年度に全国青少年健全育成強調月間より名称を変更）を実施した。

(2)　インターネット利用者・事業者の主体的な活動への支援【総務省、経済産業省、内閣府】

○平成21年２月に設立された安心ネットづくり促進協議会における、利用環境整備に関する目標を共有する国民運動（全国事業）に対し、必要な情報提供や助言等の支援を行っている。同年６月、同協議会において「１億人のネット宣言『もっとグッドネット』」が制定され、平成21年度及び平成22年度においては、全国的な拡大運動を実施しているところ。

Ⅱ 青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等に係る施策に関する事項

１．事業者によるフィルタリング提供義務等の実施徹底及び保護者への説明等の推進

(1)　フィルタリング提供義務等の実施徹底

○携帯電話フィルタリングの導入促進【総務省】
　携帯事業者および第三者機関と随時連携し、携帯電話フィルタリングサービスの周知および普及率向上に取り組んでいるところ。

○インターネット接続機器メーカーによるフィルタリングソフト・サービスを容易にする措置の履行徹底【経済産業省】

平成21年３月６日から１ヶ月間、全国８箇所において、家電量販店、民間の関係事業者等と共に、官民が連携して、フィルタリング普及啓発キャンペーンを実施。また、平成22年度、レイティング／フィルタリング連絡協議会の研究会で、望ましいフィルタリング提供のあり方についての判断基準を策定するとともに、保護者に対して事業者等がなし得る支援策を検討。

○フィルタリングの機能向上に向けた第三者機関に対する情報提供等【警察庁】

警察庁では、フィルタリングの機能向上に向け、第三者機関に対して、児童の性的犯罪被害に係る情報の定期的な提供を開始。都道府県警察において、プロバイダ連絡協議会等を通じて、プロバイダに対し、利用者等に対するフィルタリング使用の普及拡大を呼び掛け。

⑵　保護者への説明等の推進

○携帯電話フィルタリングの導入促進【総務省】（再掲）

携帯事業者および第三者機関と随時連携し、携帯電話フィルタリングサービスの周知および普及率向上に取り組んでいるところ。

○フィルタリング普及啓発キャンペーン及びフィルタリング普及啓発セミナーの実施【経済産業省】

平成２１年３月６日から１ヶ月間、全国８箇所において、家電量販店、民間の関係事業者等と共に、官民が連携して、フィルタリング普及啓発キャンペーンを実施。平成22年度、経済産業省では、全国58箇所において、関係事業者とも連携しつつフィルタリング普及啓発セミナーを実施した。

２．携帯電話･ＰＨＳにおけるフィルタリングの高度化の推進

⑴　携帯電話・ＰＨＳのフィルタリングの多様化・改善の推進【総務省】

○携帯事業者および第三者機関と随時連携し、携帯電話フィルタリングのカスタマイズ機能の提供等、多様なフィルタリングサービスの提供促進に取り組んでいるところ。また、平成22年度に、携帯電話フィルタリングの水準向上等に係る総合的な技術的対策に関する実証実験を行った。

⑵　携帯電話・ＰＨＳのフィルタリングの閲覧制限対象の適正化支援【総務省】（再掲）

○携帯事業者および第三者機関と随時連携し、携帯電話フィルタリングのカスタマイズ機能の提供等、多様なフィルタリングサービスの提供促進に取り組んでいるところ。また、平成22年度に、携帯電話フィルタリングの水準向上等に係る総合的な技術的対策に関する実証実験を行った。

３．フィルタリング提供事業者による閲覧制限対象の把握の支援【警察庁】

〇一般利用者からインターネット・ホットラインセンターに通報された情報の第三者提供基準を策定し、各種フィルタリングサービスを提供する事業者等違法・有害情報対策を推進する複数の事業者をその提供先として承認。

４．フィルタリング普及促進のための啓発活動等

〇簡易フィルタリングソフトの無償提供及び周知【経済産業省】

平成21年度及び平成22年度においては、フィルタリング普及啓発セミナー及びインターネット安全教室にて、無償提供している簡易フィルタリングソフト周知を図った。

〇「青少年の携帯電話にフィルタリングを普及させるための緊急対策」の合意【内閣府、警察庁、消費者庁、総務省、文部科学省、経済産業省】

平成23 年３月８日、「フィルタリングの普及に関する関係閣僚懇談会」が開催され、「青少年の携帯電話にフィルタリングを普及させるための緊急対策」について関係閣僚間の合意がなされた。

〇啓発活動における地方公共団体等との連携【内閣官房（ＩＴ担当室）】

関係省庁と連携しつつ、継続して実施。

〇地方啓発イベント等への出席【内閣府】

安心ネットづくり促進協議会の主催する地方啓発イベント等に出席し、地方公共団体等との情報交換を進めているところ。

〇フィルタリング100%普及を目指した取組【警察庁】

警察庁から都道府県警察に対し、フィルタリング100%普及を目指した取組として、関係機関・団体等と連携した効果的な施策の推進を指示しており、都道府県警察においては、知事部局や教育委員会等と連携し、保護者説明会等の学校行事や非行防止教室等における啓発活動の実施、普及促進キャンペーン等の開催、アンケート調査の実施等創意工夫を凝らした効果的な活動を推進している。

〇携帯電話販売店に対するフィルタリング推奨状況等実態調査の実施等【警察庁】

警察庁は、関係府省庁と連携し、携帯電話事業者等に対してフィルタリングの普及について要請するとともに、都道府県警察を通じ、携帯電話販売店に対するフィルタリング推奨状況等実態調査を行い、結果を公表した[8]。

〇保護者説明会等の学校行事や非行防止教室等における啓発活動【警察庁】

都道府県警察において、平成22年11月から平成23年３月末までに、保護者説明会等の学校行事や非行防止教室等における啓発活動を14,854回（参加人員1,616,531人、内保護者325, 654人）実施、普及促進キャンペーン等を1,841回（参加人員205,446人）開催している。

〇安心ネットづくり促進協議会の取組を通じた啓発・普及活動等への支援【総

[8] http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen40/shounen20100217.pdf

務省】

平成21年２月に設立された安心ネットづくり促進協議会において、地方公共団体、ＮＰＯ、携帯事業者等による保護者向けの啓発活動、機能限定携帯の普及活動を支援している。

〇フィルタリングの普及徹底についての説明【文部科学省】

平成23年２月17日、日本ＰＴＡ全国協議会評議会において、フィルタリングの普及徹底について説明を行った。

〇シンポジウムへの参加【文部科学省】

安心ネットづくり促進協議会が協力している、平成22年11月11日近畿ブロックＰＴＡ協議会主催、平成23年２月20日沖縄県ＰＴＡ連合会主催、３月１日福岡市ＰＴＡ協議会主催のシンポジウムへパネリストとして参加し支援を行った。

〇地域の実情に応じた取組等の支援【文部科学省】：

- 地域における取組体制の構築、有害情報に関する普及啓発、ネットパトロール等の地域の実情に応じた取組について平成21年度は25地域、平成22年度においては、17地域を支援している。
- 平成23年度は、地域における教育・啓発活動の支援を継続するとともに、新たに有識者等によるキャラバン隊を結成し学習・参加型のシンポジウムを開催する予定。（再掲）

〇フィルタリング普及啓発セミナーの実施【経済産業省】

インターネットの安心・安全な利用にかかるフィルタリング普及啓発セミナーを全国で実施。本セミナーにおいては、青少年や保護者に加え、教職員や住民等青少年を取り巻く関係者に対し、青少年のインターネット利用にかかるリスクとその対策をすることで、関係者全体のインターネットリテラシーの向上と保護者等による実効的な自主的対策の促進を図った。平成21年度は42回。平成22年度は58回。

〇インターネット安全教室の開催【経済産業省】（再掲）

警察庁及び都道府県警察の協力の下、全国各地のＮＰＯ等と連携し、「インターネット安全教室」を開催。平成21年度は154回。平成22年度は158回。

〇フィルタリング推進機関登録の実施【総務省、経済産業省】

平成21年度及び平成22年度においては、フィルタリング推進機関については、申請に基づき適宜登録を実施しているところ。

〇フィルタリング普及啓発キャンペーン等の実施【内閣府、総務省、経済産業省】（再掲）

- 平成21年３月６日から１ヶ月間、全国８箇所において、家電量販店、民間の関係事業者等と共に、官民が連携して、フィルタリング普及啓発キャンペーンを実施。
- 平成22年度、経済産業省では、全国58箇所において、関係事業者とも

連携しつつフィルタリング普及啓発セミナーを実施した。

5．フィルタリング普及状況等に関する調査研究【内閣府（総務省、経済産業省）】

〇青少年のインターネッ利用環境実態調査については、平成21年度及び平成22年度、関係省庁と連携しつつ、青少年及びその保護者（各2,000人）を対象に調査を実施し、平成23年度においても、継続して実施予定。平成22年度においては、さらに、青少年のゲーム機等の利用実態調査を実施。

Ⅲ 青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援に関する事項

1．青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得するための活動に対する支援

〇インターネット利用環境整備をテーマとするシンポジウムの開催【総務省】（再掲）

ネット有害環境から青少年を守るための情報モラル教育シンポジウムを、平成21年度に開催した。また、安心ネットづくり促進協議会やＰＴＡによる全国各地域でのシンポジウム開催を支援している。

〇情報セキュリティ対策を講じるための基本的な情報を提供することを目的としたウェブサイトの開設【総務省】（再掲）

「国民のための情報セキュリティサイト」について、情報通信の利用動向及び情報セキュリティの状況等を踏まえたコンテンツを作成し、情報提供を行っている。

〇安心ネットづくり促進協議会に対する支援【総務省】（再掲）

平成21年２月、誰もが安心かつ安全にインターネットを利用できる環境の整備を目的とし、利用者・産業界・教育関係者等が連携した取組として、安心ネットづくり促進協議会が設立され、全国各地域での啓発活動（地域事業）や利用環境整備に関する目標を共有する国民運動（全国事業）、ネットが青少年に与える影響等の学術的調査・検証等の活動に対し、平成21年度及び平成22年度においては、必要な情報提供や助言等の支援を行っている。

〇地域の実情に応じた取組等の支援【文部科学省】（再掲）：

・ 地域における取組体制の構築、有害情報に関する普及啓発、ネットパトロール等の地域の実情に応じた取組について平成21年度は25地域、平成22年度においては、17地域を支援している。また、関係業界・団体の連携を強化する「ネット安全安心全国推進会議」を平成22年２月16日開催し、同会議の取組の一環である「ネット安全安心全国推進フォーラム」を平成22年３月６日に開催した。平成23年3月20日に予定していた同フォーラムは震災により中止。

○「インターネットにおけるルール＆マナー検定」の普及広報【経済産業省、内閣府】（再掲）

平成21年度及び平成22年度においては、フィルタリング普及啓発セミナー等にて、「インターネットにおけるルール＆マナー検定」にかかる情報提供を実施。

○メディアリテラシーを向上するための教材等の開発・普及【総務省】（再掲）

平成21年度及び平成22年度においては、公開中の教材について引き続き普及を図るとともに、新たな年齢層（主として中学生、高校生）を対象とした新たなプログラムを開発した。引き続き、公開中の教材の普及を図ることとしている。

○「ちょっと待って、ケータイ」や啓発用映像資料等の作成・配布【文部科学省】（再掲）：

・ 携帯電話のインターネット利用に際しての留意点やトラブル・犯罪被害の例、対応方法のアドバイスなどを盛り込んだ子ども向けリーフレット「ちょっと待って、ケータイ」を平成22年２月17日に全国の小学６年生等に配布した。現在でも文部科学省ＨＰからダウンロード可能。

・ 携帯電話利用に係る親子のルールづくり等に関するリーフレット「ちょっと待って！はじめてのケータイ」を平成22年２月17日に各都道府県教育委員会、PTA連絡協議会等へ配布した。現在でも文部科学省ＨＰからダウンロード可能。

・ 有害情報に係る犯罪・被害、トラブルの対応事例に関する啓発用映像資料を作成し、平成22年３月10日に各都道府県教育委員会、PTA連絡協議会等へ配付した。

２.ウェブサイト運営者等による青少年有害情報の閲覧防止措置の体制整備の支援

(1) ガイドライン策定等の体制整備の支援

○業界団体によるガイドラインの策定等の支援等【総務省】

プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会に引き続きオブザーバとして参加し、業界団体によるガイドラインの策定や改訂等の取組を継続的に支援している。また、違法・有害情報相談センターを2009年8月から設置している。

○サイト事業者やフィルタリング事業者等の関係者による検討等を支援【経済産業省】

平成21年度、インターネット上の違法・有害なコンテンツに対するレイティング基準（Safety Online3.1）の改訂、及び書き込み可能なＣＧＭサイトの増加等に対する関係者の取るべき対応を取りまとめた、「「青少年の安全なインターネット利用環境の整備を目指して関係者に望まれる取組

みについて～書き込み可能なＣＧＭサイト増加への対応～」を策定･公表。平成22年度、レイティング／フィルタリング連絡協議会の研究会で、望ましいフィルタリング提供のあり方についての判断基準を策定するとともに、保護者に対して事業者等がなし得る支援策を検討。

(2)　効率的かつ円滑な活動実現のための支援

○違法・有害情報監視業務の効率化を支援するための検出技術の研究開発の支援【総務省】

　独立行政法人情報通信研究機構において、ISPやコンテンツ監視事業者が行う違法・有害情報監視業務の効率化を支援するための検出技術の研究開発を実施している。（研究開発期間：平成21年度から23年度までの3年間）

○有害情報対策従事者の精神的ケア体制の整備に向けた取組【経済産業省】

　平成21年度、インターネット上の有害情報対策従事者のストレス状況、及び今後の精神的ケア体制の整備に向けて調査を実施。平成22年度、精神的ストレス状況のチェックシートを公表。

(3)　レイティング・ゾーニングの取組の支援

○セルフレイティングの普及に向けた支援【総務省】

　平成21年２月に設立された安心ネットづくり促進協議会内のコンテンツレイティング作業部会において検討がなされ、必要な情報提供や助言等の支援を行った。また、インターネット上のコンテンツレイティングに関する調査研究を平成21年度に実施した。

○有害情報対策従事者の精神的ケア体制の整備に向けた取組【経済産業省】（再掲）

　平成21年度、インターネット上の有害情報対策従事者のストレス状況、及び今後の精神的ケア体制の整備に向けて調査を実施。平成22年度、精神的ストレス状況のチェックシートを公表。

○サイト事業者やフィルタリング事業者等の関係者による検討等を支援【経済産業省】（再掲）

　平成21年度、インターネット上の違法・有害なコンテンツに対するレイティング基準（Safety Online3.1）の改訂、及び書き込み可能なＣＧＭサイトの増加等に対する関係者の取るべき対応を取りまとめた、「「青少年の安全なインターネット利用環境の整備を目指して関係者に望まれる取組みについて～書き込み可能なＣＧＭサイト増加への対応～」を策定･公表。平成22年度、レイティング／フィルタリング連絡協議会の研究会で、望ましいフィルタリング提供のあり方についての判断基準を策定するとともに、保護者に対して事業者等がなし得る支援策を検討。

３．青少年有害情報の閲覧防止措置等に関する民事紛争の解決活動に対する支援【経済産業省】

○平成21年度、違法・有害情報に関するトラブルについて、各国消費者の意識、トラブル遭遇状況、ＡＤＲの認知の状況等について調査を実施。平成22年度、フィルタリング普及啓発セミナーで、ＡＤＲの必要性等について調査を実施。

４．青少年のインターネット上の問題に関する相談等に対する支援

○サイバーボランティアに対する支援【警察庁】

警察では、必要に応じ、(社)全国少年警察ボランティア協会が行う「インターネット利用による少年サポート活動」の効果的な推進について協力している。また、都道府県警察を通じ、サイバーボランティア活動に係る経費の補助等も行っている。

○地域の実情に応じた取組の支援【文部科学省】

地域における取組体制の構築、有害情報に関する普及啓発、ネットパトロール等の地域の実情に応じた取組について平成21年度は25地域、平成22年度においては、17地域を支援している。

５．その他のインターネットの利用環境整備に向けた活動に対する支援【総務省、経済産業省、内閣府】

○平成21年２月に設立された安心ネットづくり促進協議会における、全国各地域での啓発活動（地域事業）や利用環境整備に関する目標を共有する国民運動（全国事業）、ネットが青少年に与える影響等の学術的調査・検証等の活動に対し、平成21年度及び平成22年度においては、必要な情報提供や助言等の支援を行っている。

Ⅳ その他青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する重要事項

１．サイバー犯罪の取締り等の推進

(1)　取締り推進及び体制強化

○サイバー犯罪の取締りの推進【警察庁】

平成22年中のサイバー犯罪の検挙件数は6,933件で前年より3.6%増加しており、そのうち、出会い系サイト規制法違反は412件、わいせつ物及び児童ポルノ事犯は1,001件であり、サイバー犯罪の取締りを強力に推進。

○サイバー犯罪の取締り体制の強化【警察庁】

各都道府県警察ではサイバー犯罪対策プロジェクトを設置して各部門が横断的に連携するとともに、違法情報に係る捜査の効率化を目的とした新たな捜査方式である「全国協働捜査方式」を運用し、サイバー犯罪の効率的な取締り体制を強化。

○サイバー犯罪を犯した者に対する厳正な科刑の実現【法務省】

法務省においては、サイバー犯罪等に適切に対処するため、「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」を第177回国会に提出し、平成23年６月に成立した。検察当局においては、この種犯罪への検察官等の知識教養の習得向上に努めているほか、上記改正刑法により新設されたいわゆるウイルス保管罪による起訴を行うなど、この種犯罪について、厳正な捜査及び処理を行っている。

(2) 捜査等のための良好な協力関係の構築推進【警察庁】

○警察庁においては、総合セキュリティ対策会議等の機会を通じ、産業界等との連携の在り方を協議し、良好な協力関係の構築を推進。平成22年度総合セキュリティ対策会議では、違法・有害情報対策を議題に取り上げ、悪質なサイト管理者対策等について、今後の取組の方向性を提言。都道府県警察においては、プロバイダ連絡協議会等の機会を通じ、事業者等との良好な関係構築を推進。

２．違法・有害情報の削除等の対応依頼の推進

(1) インターネット・ホットラインセンターを通じた削除等の対応依頼推進【警察庁】

○違法情報、有害情報の削除依頼を推進

平成22年中にインターネット・ホットラインセンターが受理した通報件数は175,956件であり、分析の結果35,016件を違法情報、9,667件を有害情報と判断した。そのうち、違法情報16,422件をサイト管理者等に削除依頼し、うち12,450件が削除され、有害情報2,860件を同じく削除依頼し、うち1,470件が削除され、違法情報、有害情報の削除依頼を推進。

○サイバーパトロール業務の民間委託の推進

出会い系サイトや児童ポルノ等が掲載された登録制サイトをパトロールし、発見した違法情報をインターネット・ホットラインセンターに通報する業務を民間に委託。平成22年中、サイバーパトロール業務受託者からインターネット・ホットラインセンターへ違法情報8,807件の通報を実施。

(2) 事業者や民間団体の効果的な閲覧防止策の検討支援

○実効性のあるブロッキングの導入に向けた環境整備【警察庁】

児童ポルノ流通防止協議会での議論を踏まえ、平成22年12月には、児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体を選定・監督する児童ポルノ流通防止対策専門委員会が発足。この専門委員会では、ＤＮＳブロッキングの基準やアドレスリスト作成管理団体の選定について検討がなされ、平成23年３月、民間の事業者等から成るインターネットコンテンツセーフティ協会をアドレスリスト作成管理団体に選定。警察庁は、専門委員会の活動に協力するとともに、アドレスリスト作成業務を試験実施するなど調査研究

を行って作成した「業務マニュアル」のアドレスリスト作成管理団体への提供等、実効性のあるブロッキングの導入に向けた環境整備を実施。その結果、平成23年４月、一部のインターネット・サービス・プロバイダによりブロッキングが開始。

○「児童ポルノ排除対策推進協議会」設立総会及び児童ポルノ排除対策公開シンポジウムの開催【内閣府】

平成22年11月、都内において、約40団体から成る「児童ポルノ排除対策推進協議会」の設立総会を開催するとともに、約130人を集め、児童ポルノ排除対策公開シンポジウムを開催。

○児童ポルノ対策に係る検討の支援等【総務省】

平成21年２月に設立された安心ネットづくり促進協議会等における検討についてオブザーバとして参加している。なお、平成23年度には、児童ポルノサイトのブロッキングに関する実証実験を実施中。

○安心ネットづくり促進協議会や児童ポルノ流通防止協議会等の民間の取組の支援【経済産業省】

平成21年度、安心ネットづくり促進協議会、児童ポルノ流通防止協議会における検討事項について、参画・支援を実施。平成22年度、上記団体に加え児童ポルノ流津防止対策専門委員会における検討事項についても、参画・支援を実施。

３．青少年への名誉毀損・プライバシー侵害等への対策の推進

(1)　青少年等からの相談等への対応【法務省】

名誉毀損等の被害を受けた青少年等が相談しやすいよう、引き続き、専用相談電話による相談の受付、全国の小中学生への相談用の便せん兼封筒の配布、インターネットによる相談の受付などの対策を推進している[9]。

また、青少年や保護者等に対して、人権擁護の観点からのインターネットの適正な利用に関する啓発活動を推進している[10]。

(2)　名誉毀損・プライバシー侵害対応の支援【法務省】

名誉毀損、プライバシー侵害等の情報に関する相談については、プロバイダ等に対する発信者情報の開示請求や当該情報の削除依頼の方法について助言するほか、必要に応じプロバイダ等に対し当該情報の削除を要請する取組を推進している。

４．迷惑メール対策の推進

(1)　法の着実な執行その他の総合的な対策実施

---

[9] 法務省 HP「ひとりで悩まずにご相談ください」
http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html

[10] 法務省 HP「インターネットを悪用した人権侵害は止めましょう」
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html

○改正特定商取引法及び改正特定電子メール法の執行【総務省、消費者庁、経済産業省】

平成20年12月１日の改正特定商取引法及び改正特定電子メール法の施行後に、特定商取引法に基づき４件、特定電子メール法に基づき７件の行政処分を行った。

○迷惑メール対策ハンドブック2010」を作成等【総務省】

迷惑メール対策推進協議会において、平成22年10月に、「迷惑メール対策ハンドブック2010」を作成し、公表した。また、各種業界団体に対して、送信ドメイン認証技術の導入に関する説明会を８回開催した。

(2)　国際連携の推進【総務省】

○国際会議の場などで、日本の迷惑メール対策の取組について紹介するとともに、多国間・二国間の場での迷惑メール対策に関する情報交換を行っている。また、外国執行当局に対し、迷惑メール対策法制の遂行に資する情報を提供している。

(3)　チェーンメール対策の周知啓発【総務省】

○「チェーンメール対策パンフレット」の配布等、迷惑メール相談センターを通じた周知啓蒙を実施。

５．国内外における調査

(1)　有害情報の社会的影響等の調査研究の実施【総務省】

○青少年による携帯電話等の安全で安心な利用に関する調査、子どもの視点を踏まえたＩＣＴリテラシー教育のあり方に関する調査など、現在継続的な調査に取り組んでいる。

(2)　諸外国の取組の調査【内閣府】

○平成22年度において、アメリカ・ドイツにおける青少年のインターネット環境整備状況等調査を実施。平成23年度においては、イギリス及び韓国について同様の調査を実施予定。

Ⅴ 推進体制等

１．国における推進体制

(1)　「IT安心会議」の実施による関係省庁の連携強化【内閣官房（ＩＴ担当室）】

○インターネット上の違法・有害情報に起因する社会問題が発生した場合等に備え、随時迅速かつ的確な対応を可能とする体制を確保している。

(2)　コミュニティサイトの利用に起因する犯罪から子どもを守るための緊急対策【内閣官房（ＩＴ担当室）、内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、経済

産業省】

〇平成23年２月14日、児童被害の更なる増加を防ぐため、「コミュニティサイトの利用に起因する犯罪から子どもを守るための緊急対策」（犯罪から子供を守るための対策に関する関係省庁連絡会議申合せ）が取りまとめられ、関係府省庁において、保有する情報の共有及び活用を図りつつ、緊急かつ実効性のある施策を推進している。

(3)　青少年の携帯電話にフィルタリングを普及させるための緊急対策【内閣府、警察庁、消費者庁、総務省、文部科学省、経済産業省】

〇平成23年３月８日、卒業、入学、進級による携帯電話の購入・買替時期において、フィルタリング普及のための取組等を総合的・重点的に行うため、「青少年の携帯電話にフィルタリングを普及させるための緊急対策」を取りまとめ、関係府省庁において携帯電話事業者等、保護者及び消費者生活センターに働き掛け、対策を実施している。

２．地方公共団体、保護者、事業者及び民間団体等との連携体制の活用

〇「違法・有害情報対策官民実務家ラウンドテーブル」の活用【内閣官房（ＩＴ担当室）】

　インターネット上の違法・有害情報に起因する問題に対し、ラウンドテーブル連絡網を活用し、官民横断的な実務家間での情報共有を随時実施。

〇地域の実情に応じた取組等の支援【文部科学省】（再掲）：

・　関係業界・団体の連携を強化する「ネット安全安心全国推進会議」を平成22年2月16日開催し、同会議の取組の一環である「ネット安全安心全国推進フォーラム」を平成22年3月6日に開催した。

・　平成23年度より、地域における教育・啓発活動の支援を継続するとともに、新たに有識者等によるキャラバン隊を結成し学習・参加型のシンポジウムを開催する予定。

〇都道府県・指定都市青少年行政主管課超等会議の実施【内閣府】

　平成21年度については、７月10日に開催し、青少年インターネット環境整備基本計画の概要をはじめとする青少年関係施策について質疑等を行い、情報共有を図った。平成22年度については、4月13日及び9月7日に開催し、青少年インターネット環境整備基本計画の平成21年度フォローアップ結果をはじめとする青少年関係施策について質疑等を行い、情報共有を図った。

３．国際的な連携の促進

〇アジア太平洋地域サイバー犯罪捜査技術会議等における情報発信等【警察庁】

　平成22年２月及び平成22年９月に開催されたアジア太平洋地域サイバー犯罪捜査技術会議並びに平成22年11月に開催されICPOアジア南太平洋IT犯罪作業部会において、サイバー犯罪の取締り状況等に関する情報発信を行

うとともに、各国と情報交換を実施。
○「安心・安全なインターネット環境整備に関する戦略対話」の共催等【総務省・経済産業省】
　平成21年６月、総務省とＩＴＵの共催により、「安心・安全なインターネット環境整備に関する戦略対話」が開催され、「東京声明」がとりまとめられ、ＩＴＵにおいてオンライン上の青少年保護に関する議論が行われている。また、ＯＥＣＤが青少年保護に関する国際連携の動きを主導しており、ＩＣＣＰ／ＷＰＩＳＰ（情報セキュリティ・プライバシー作業部会）において理事会勧告化に向けた検討が行われている。ＡＰＥＣ（アジア太平洋経済協力）においても、平成21年４月に青少年保護に関するＯＥＣＤとの合同シンポジウムが開催された。これらの動きを関係省庁が協力して支援している。
○諸外国機関・団体との意見交換等の実施【内閣府】
　平成21年10月、平成22年３月及び同年12月に開催されたＯＥＣＤ 情報セキュリティ・プライバシー作業部会（パリ）並びに平成21年12月に開催されたＯＥＣＤ電子商取引に係る消費者保護政策に関する会議（ワシントンDC）に出席した。また、欧州委員会 Unit eContent and Safer Internet(ルクセンブルク)、独インターネット産業協会（ケルン）、独マルチメディアサービスプロバイダ自主規制協会（ベルリン）及びカリフォルニア州情報セキュリティ・個人情報保護オフィス（オンライン上の青少年保護担当部局）と意見交換を行った。

４．基本計画の見直し【内閣府】
○基本計画のフォローアップ
　基本計画の平成21年度における進捗状況のフォローアップについては、関係省庁において取りまとめのうえ、平成22年４月に内閣府に設置された「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」に、同年６月に「子ども・若者育成支援推進本部（第２回）」に報告した。
○法施行状況の検討等の実施
　同検討会において、平成22年10月より法施行状況に係る検討等を実施し、基本計画の見直し等に向け検討している。

第２　青少年のインターネット利用環境実態調査の結果について

１．調査概要

青少年及びその保護者を対象として、インターネットの利用状況、フィルタリングの認知及び普及の状況並びにフィルタリングの改善ニーズ等を調査し、青少年インターネット環境整備法の実施状況のフォローアップのための基礎データを得るため、平成21年度より毎年実施しているもの[11]。

２．調査設計

(1)　方　　　法：調査員による個別面接方式
(2)　対　　　象：①日本全国の満 10 歳から満 17 歳までの青少年（2,000 人）
　　　　　　　　②上記青少年の同居の保護者（2,000 人）
(3)　期　　　間：（平成 21 年度）平成 21 年 10 月 22 日～11 月８日
　　　　　　　　（平成 22 年度）平成 22 年９月１日～９月 20 日

３．主な結果

(1)携帯・パソコンの利用実態

○携帯電話の所有率

	平成 21 年度	平成 22 年度	増減
小学生	21.8%	20.9%	*−0.9*
中学生	46.8%	49.3%	*+2.5*
高校生	96.0%	97.1%	*+1.1*

※　スマートフォンの所有率：小学生ゼロ、中学生 2.6%、高校生 3.9%
（平成 22 年度から調査項目に追加）

➢小学生では若干減少したのに対して、中学生・高校生では若干増加。
➢平成22年度調査時点では、青少年におけるスマートフォンの普及は限定的。

○携帯電話によるインターネット利用率

	平成 21 年度	平成 22 年度	増減
小学生	16.7%	17.9%	*+1.2*
中学生	45.6%	47.8%	*+2.2*
高校生	95.4%	96.5%	*+1.1*

➢小学生・中学生・高校生とも若干増加。

○パソコンの使用率

	平成 21 年度	平成 22 年度	増減
小学生	84.1%	81.9%	*−2.2*
中学生	87.0%	86.5%	*−0.5*
高校生	82.4%	88.0%	*+5.6*

➢小学生・中学生では若干減少したのに対し、高校生では増加。

[11] 平成 21 年度結果について
http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h21/net-jittai/html/index.html
平成 22 年度結果について
http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h22/net-jittai/html/index.html

○パソコンによるインターネット利用率

	平成 21 年度	平成 22 年度	増減
小学生	61.5%	59.9%	*−1.6*
中学生	71.0%	76.7%	*+5.7*
高校生	72.8%	80.7%	*+7.9*

➢小学生では若干減少したのに対し、中学生・高校生では増加。

(2) フィルタリングの利用率

○携帯電話

	平成 21 年度	平成 22 年度	増減
小学生	61.7%	77.6%	*+15.9*
中学生	54.7%	67.1%	*+12.4*
高校生	38.7%	49.3%	*+10.6*

➢小学生・中学生・高校生とも大きく増加。

○パソコン

	平成 21 年度	平成 22 年度	増減
小学生	39.3%	28.0%	*−11.3*
中学生	29.5%	33.5%	*+4.0*
高校生	20.7%	27.0%	*+6.3*

➢小学生では大きく減少したのに対し、中学生・高校生では増加。

(3) 家庭のルールの設定率

○携帯電話

	平成 21 年度	平成 22 年度	増減
小学生	60.2%	76.7%	*+16.5*
中学生	73.5%	75.6%	*+2.1*
高校生	51.2%	62.0%	*+10.8*

➢小学生・中学生・高校生とも増加。特に小学生・高校生では大きく増加。

○パソコン

	平成 21 年度	平成 22 年度	増減
小学生	55.8%	61.2%	*+5.4*
中学生	53.7%	56.3%	*+2.6*
高校生	36.1%	42.8%	*+6.7*

➢小学生・中学生・高校生とも増加。

第２節　民間関係者の自主的な取組

インターネット環境整備に関する施策の推進は、青少年インターネット環境整備法の基本理念に基づき、民間における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担うこととされている（国等はこの取組を尊重し、関与を最小限にとどめ、民間主導の支援をするものとされている。）。

民間関係者の施行後の取組については、総合的に検証するため、第７回検討会から第９回検討会までに、主な民間関係者の自主的な取組についてのヒアリングを実施した（報告された取組の概要は、以下のとおり。）。

Ⅰ　社団法人電気通信事業者協会

１．青少年有害情報対策部会

青少年の携帯電話・ＰＨＳの安全な利用促進のために、2006年に設立。参加事業者は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、ＫＤＤＩ株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、株式会社ウィルコム及びイー・アクセス株式会社。活動内容としては、フィルタリング普及施策の企画立案、フィルタリング加入数の公表、事業者キャンペーンの実施など、2010年９月までに月１、２回程度の定期的な活動を80回実施してきている。

２．具体的な取組

(1)　安全に安心して携帯電話を利用できるサービスの普及促進

①　フィルタリングの普及促進

ｉ）　取組と利用状況

2007 年９月末時点で約 210 万のフィルタリング契約は、(2008 年６月の法律制定後、）新規契約者への取組により 2008 年 9 月末時点で約 455 万契約となる。

その後、2009 年１月から２月にかけて既存契約者に対する取組強化を行い、３月末時点で約 573 万契約となる（法律は４月１日施行)。

その後１年３か月の取組により、2010 年６月末時点で約 700 万契約に至っている。

ⅱ）　サービスの充実

フィルタリングには、「ホワイトリスト方式」（一定の基準を満たしたサイトのみをリスト化し、それ以外のサイトのアクセスを制限する方式）と「ブラックリスト方式」（特定のカテゴリーに属するサイトへのアクセスを制限する方式）の２方式があるが、様々な利用者ニーズに合わせたきめ細かいサービスを提供するために、それ以外に「個別フィルタリング設定」（カスタマイズ)、「時間帯制限」及び「年齢層別フィルタリングサービス」（年齢や知識、判断力に応じた閲覧制限レベ

ル）などの提供が行われている。

iii） サービス申込・解除の運用改善

フィルタリングの原則適用に関する新規契約者対応施策として、例えば、親権者同意書のフィルタリング申込欄に「ウェブ利用制限」をプレ印字する様式に改定訂したり、安易なフィルタリング解除防止のために、例えば、解除申込みを店頭受付に限定したり、保護者に対して書面での解除理由の提示を求めるなど、フィルタリングサービス申込・解除の運用改善に係る取組を各事業者がそれぞれ進めている。また、新規契約あるいは機種変更の受付時に、成年契約の場合でも実利用者の確認（利用者年齢の確認、18 歳未満の利用者の有無の確認など）を行う取組も各事業者それぞれ進めている。

iv） 青少年携帯電話等フィルタリングサービスの加入奨励に関する指針

2010 年４月 28 日、青少年とその保護者に安心・安全に携帯電話・ＰＨＳのインターネットサービスを利用するための環境整備に資するため、携帯電話事業者及びＰＨＳ事業者がフィルタリングサービスの契約や解除等を行ううえでの望ましい対応等について「青少年携帯電話等フィルタリングサービスの加入奨励に関する指針」を策定し、以下の事項について規定した。

a） 使用者の確認

b） 携帯電話等インターネットサービス及び携帯電話等フィルタリングサービスの説明

c） 加入／非加入意志の確認

d） 利用中の携帯電話等フィルタリングサービス解除申出の確認

② 子ども向け端末・機能限定端末の普及促進

保護者が安心して携帯電話等を子どもに持たせることができるよう、子ども向け・機能限定端末の普及促進を進めている。

（提供している機能例）

・通信制限機能（ウェブ閲覧機能制限、E-mail送受信機能制限、通信先制限など）
・ＧＰＳ
・防犯ブザー

⑵ 携帯電話を使う際のマナーやトラブルへの対処方法の啓発

① 家庭でのルールづくり推進

安全に安心してマナーを守りながら携帯電話等を利用するための取組として、携帯電話をどのように使用するか、親子により家庭でルールづくりをする際の参考として「チェックシート」を作成した。

また、2009年７月には、家庭でのルールづくりに係るキャンペーンを実

施し、各地方自治体、小・中学校をはじめとした公共施設へポスターを約６万枚配布した。

また、家庭でのルールに沿った利用を補助するサービスとして、利用料金の管理（一定額以上の利用を防ぐリミット機能、使いすぎ防止の注意喚起をするお知らせ機能、利用明細の確認）やウェブ閲覧履歴確認（一部事業者）などのサービスを提供している。

② 教育プログラムの実施

保護者や教員、子どものリテラシーを高め、携帯電話の安全・安心な利用に資するために、携帯電話事業者による教育プログラム（全国の小・中・高等学校の教師、保護者などを対象に安全教室を開催。）を実施している。

３．今後の取組

青少年インターネット環境整備法の基本理念に基づき、①フィルタリングサービスの原則適用の更なる徹底、②利用者の選択肢が広がるサービスの提供（カスタマイズ機能の提供等）、③周知活動の強化、④安心づくり促進協議会をはじめとする関係者と連携した取組の実施を今後も進めていく。

Ⅱ 財団法人インターネット協会

１．違法・有害情報への対策

(1) インターネット業界
- 業界ガイドラインの作成
- 自主規制活動（ホットライン、フィルタリング等）への支援
- 利用者への啓発活動（ルール＆マナー；1996 年～）

(2) 技術的対策
- レイティング／フィルタリング（1996 年～）

(3) ホットライン（2001 年～）
- 違法・有害情報の通報窓口
- 被害の通報・相談窓口
- 関係機関への通報
- 国際連携（INHOPE など）

(4) 法執行機関
- 関連法律の制定
- インターネット業界、ホットラインとの協力
- 国際連携（サイバー犯罪条約、ICPO など）

(5)　利用者のリテラシー

２．フィルタリング

(1)　技術開発

①　フィルタリングソフト開発

・1996 年から通商産業省プロジェクトを開始。

・レイティング基準 SafetyOnline を決定。

・W3C の PICS 準拠ラベルビューロを開発。

・PC フィルタリングソフト（Windows、Mac）を開発。

②　携帯フィルタリング技術開発

・2006～2007 年、総務省プロジェクトを実施。

・携帯、フィルタリング各社が参加。

・SFS ブラウザによるデモンストレーションを実施。

(2)　レイティング基準

SafetyOnline、SafetyOnline２、SafetyOnline３と基準を決定。

(3)　レイティング／フィルタリングのフレームワーク

コンテンツプロバイダによるセルフレイティングや第三者機関による第三者レイティングによるコンテンツラベル（コンテンツに対する客観的なラベル)、評価ラベル（第三者の価値判断や評価を表すラベル）をつけるなど、フィルタリングの機能が実現できないか検討。

３．利用者リテラシー（ルール＆マナー）

(1)　ルールとマナー集　こどもばん

①　1999年12月に初版、2004年８月に改訂版を公表。

②　２つの原則を教える（自分の身は自分で守る・相手のことを思いやる）。

③　テキスト出版：初版（2005年）2000部印刷（改訂版計画中）

(2)　ルールとマナー検定　こどもばん

①　子ども向けとして、日本で初めて実施。
（第１回：2004 年８月 10 日～９月 10 日）

②　対象：小学校高学年から中学生ころまでの年令の子ども。

③　目的：インターネットを楽しく安全に利用するために知っておくべき、ルールとマナーの知識を、客観的に測定する。

④　方法：ウェブ上での選択肢問題（合格：30 問中 27 問以上の正解)。

⑤　内容：「ルールとマナー集 こどもばん」から 30 問出題。

⑥　受検料：　無料（希望者には、有料で合格証カードを発行。)。

【実施状況】

・2006 年１月 20 日から通年で実施。

・2010 年 12 月７日までの累積で 121,458 人が受検。

「ふりがななし」版で 98,123 人、「ふりがなあり」版で 15,382 人。

大学生等を対象とするビジネス版 21,794 人や大人版を含めると 19 万人超。

・学校の授業で 88%前後が受けている。

「ふりがななし」版で 88.9%、「ふりがなあり」版で 87.9%。

４．普及啓発

(1) 普及啓発パンフレット

① フィルタリング解説パンフレット（経済産業省委託）

・フィルタリングソフトのしくみ（2003 年） 2000 部

・フィルタリングしてみよう（2004 年） 2000 部

・氾濫する有害情報は、どうなっている？ 1000 部

② フィルタリングを知っていますか？（経済産業省委託）

2008 年:25,000 部、2009 年 : 25,000 部

(2) ネット安全安心全国推進会議によるリーフレット配布

・ちょっと待って、ケータイ（小学６年全員） 135 万部

・ちょっと待って！初めてのケータイ（保護者） 100 万部

(3) 普及啓発セミナー

① 東京都小学校 100 回セミナー（2005 年）など累計 597 回啓発セミナーを実施。

② ｅ-ネットキャラバン開始に係る協力

(4) インターネット利用アドバイザー

インターネットを安全で安心して利用するためのアドバイスを行える人材を養成することを目的として、インターネットの健全な発展をめざす公益法人である財団法人インターネット協会が実施する称号付与制度。

この称号を付与することにより、インターネット利用について安心・安全の観点から適切なアドバイスが行える人材であることを社会的に明らかにし、職場や学校、地域などで求められる健全なインターネット利用の推進・普及の担い手としての活躍を促進させる。

(5) 「モバイルインターネットと子ども」に関する国際ワークショップ

世界で初めての、子どものモバイルインターネット利用に関する国際ワークショップ（2003 年３月に開催）。EU 各国において高い評価を得る。

英国チャイルドネット・インターナショナルとの共催で、海外 15 名招待、日本６名招待に加えて、日本高校生３名が参加。NTT ドコモ、KDDI、ボーダ

フォングループ財団、J-フォン、NEC、パナソニック、富士通/ニフティの協賛。

Ⅲ　社団法人電子情報技術産業協会

１．青少年インターネット環境整備法に基づく対応状況の調査

・調査実施時期：2010年11月

・回答企業：社団法人電子情報技術産業協会会員12社

(1)　パーソナルコンピュータ

対象の209機種を調査した結果、全てフィルタリングソフトをプレインストールされており、100％対応済み。

(2)　デジタルテレビ

対象の180種類を調査した結果、パスワードロック、プロキシサーバ及びフィルタリングソフトの３方式について、それぞれ116台、60台及び25台が採用（複数方式併用の機種あり）しており、100％対応済み。

(3)　ＢＤ/ＤＶＤレコーダ・プレーヤ

対象の37機種を調査した結果、全てパスワードロック方式が採用されており、100％対応済み。

２．フィルタリング利用促進に向けた取組の事例

①　パーソナルコンピュータの例

初回セットアップ時にフィルタリングソフトの利用を誘導、及びデスクトップへのフィルタリングソフト・セットアップ・アイコンを表示など、フィルタリングソフトのインストールを開始できるよう利用促進を図っている。

②　デジタルテレビの例

インターネット接続画面において、フィルタリングサービスの利用を誘導、また同接続画面でインターネット閲覧制限の設定ができるよう利用促進を図っている。

３．フィルタリングの必要性を周知するための取組の事例

①　取扱説明書による説明の例

パーソナルコンピュータの取扱説明書では、フィルタリングサービスに係る説明、またＡＶ機器の取扱説明書では、パスワードロック機能の説明を実施。

②　メールマガジンによる説明の例

メールマガジンの中で、フィルタリングソフトの講習会、詳細な紹介又は導入に係る方法等について紹介。

Ⅳ　安心ネットづくり促進協議会

１．組織概要

携帯電話及びインターネットの利用環境整備のために、総合的な取組を推進することにより、誰もが安心かつ安全に携帯電話及びインターネットを利用できる環境の構築を図る民間の取組として、利用者・産業界・有識者・教育関係者等が集い、2009年２月27日に設立（会長：大阪大学総長　鷲田　清一、204会員（2011年３月31日現在））。

(1)　調査企画委員会

①　調査検証作業部会

「インターネット上の違法有害情報における分野別影響調査」を４つの分野「暴力・いじめ」「性行動」「自殺」「依存」について、実施。

また、「ナレッジの共有、情報発信」としてネットに関する、さまざまな情報を提供し、少しでも多くの方がより多くのナレッジを持っていただくことに貢献するとともに、今後のネットに関する議論において活用していただくことを企図し、ポータルサイト上に「もっとグッドタイムス」を開設。

②　児童ポルノ対策作業部会

「アドレスリストの在り方に関する検討SWG」および「ISP技術者SWG」が活動し、それぞれ年度末に成果報告を取りまとめている。「アドレスリストの在り方に関する検討SWG」は、アドレスリストの作成基準の問題にとどまらず、プロバイダ・アドレスリスト作成管理団体・発信者・利用者（閲覧者）相互間の法的問題に関し、幅広く検討を行った。ISP技術者SWGは、DNSブロッキングガイドラインを策定した。

③　コミュニティサイト作業部会

コミュニティサイトに関して、その利用を契機として発生している問題について、情報の共有、課題整理と対策について、関係事業者、第三者機関、通信キャリア、利用者の声を反映する諸団体や有識者により検討を重ねてきた。

2010年度は、2009年度に取りまとめた報告書「子どもを護るために」において整理した課題に対し、各関係事業者におけるゾーニングの導入、啓発コンテンツの掲載といった自主的な取組、ミニメール監視といった監視体制の確立、年齢認証の確実化に向けた対策や取組等を推進してきており、12月に中間とりまとめとして「2009年度報告書『子どもを護るために』からの取組状況について」を公表した。

また、2010年度は青少年のコミュニティサイト利用実態調査も実施しており、その結果も踏まえ、最終報告書をとりまとめた。

(2)　普及啓発委員会

○　普及啓発活動作業部会

多様なノウハウとナレッジを有する会員企業・団体・個人の強みを生かし、方向性を明確にした取組みを促進すべく、ⅰ)一人ひとりがＩＣＴの利用環境について考え、よりよいネット社会をつくっていきたいという思いを表現した合い言葉である「もっとグッドネット」コミュニケーションの強化、ⅱ)全国事業の訴求と国民ニーズにもとづく活動内容の拡充、ⅲ)ニーズに合った地域啓発事業の多面展開に取組んだ。

ⅰ）「『もっとグッドネット』コミュニケーションの強化」では、1万人の中高生グッドネット宣言を達成したFM東京によるマスメディアと連携した訴求活動や2千数百万人のＳＮＳ会員を有するグリーによるグッドネットの公式アカウント化、主婦連合会による「グッドネット」パネル展など、会員オファーによる協力事業によって、大規模な強化策を図ることが出来た。この分野では、引き続き会員企業･団体が主導する計画によって国民全体に「もっとグッドネット」コミュニケーション強化が図れるよう、関係者への協力働きかけを行う。

ⅱ)「全国事業の訴求と国民ニーズにもとづく活動内容の拡充」としては、ケータイ甲子園実行委員会主催による全国初の高校生啓発事業「ケータイ甲子園」において、企画段階から開催協力を行なった。この事業は、高校生によるケータイの自主的な活用法を集め、優れた事例を表彰することによって、ケータイのポジティブな使い方を広め、グッドネットな利用を身につけることを目的としている。結果として全国の高校から35チームの応募があり10チームを書類選抜したが、本選開催直前に震災があり延期となった。2011年5月22日にあらためて本選を開催する。

ⅲ）「ニーズに合った地域啓発事業の多面展開」では、ＰＴＡとの連携を基本方針とし、全国のＰＴＡニーズにもとづくシンポジウムを基本に10箇所(のべ4千人)で保護者を中心対象とする啓発事業を行った。これは、過去の取組から、協議会主催イベントの開催は目的意識を持った参加者を多数集客することが困難であり、開催事務量から多数開催することも困難であるとの認識を踏まえたものである。社会教育、家庭教育と学校教育との連携を深め、青少年の健全育成と福祉の増進をはかり、社会の発展に寄与することを目的として活動しているＰＴＡとの連携することは、一人ひとりがＩＣＴの利用環境について考えることで自律し協調す

る新しいネット社会を形成していくという協議会の趣旨の参加した保護者による理解の促進のみならず、開催準備を通じて主催側のＰＴＡ関係者に理解を得られ、今後のＰＴＡ活動の中の重要テーマとして取り組んでいただくという展開効果をもたらした。具体的な今期の特徴としては、「a. 前年開催地からの再実施オファー」「b. ＰＴＡブロック大会など大規模開催要請」が見受けられた。

「a. 前年開催地からの再実施オファー」は、新潟県、熊本県、愛媛県の各ＰＴＡによるものである。仙台市ＰＴＡからは子供フェスティバルの要請を得た。とくに仙台市からのオファーは、次の経緯に鑑みると協議会の活動の結果を示すものとして重要である。仙台市は、当初ＰＴＡや教育委員会は「携帯所持禁止」の立場を取っていたため、昨年度啓発事業においてそもそも実施不可と判断していたにもかかわらず、協議会の働きかけにより、安心ネットづくりには保護者の学びが不可欠だという理解をえられたことで開催が実現できたものであるところ、今期の子ども事業においては、ＰＴＡ自身としてＩＣＴ事業の要請がなされたものである。その他の再実施県においても、次年度計画への更なる盛り込みや、学校単位でのＰＴＡの勉強会開催につなげたいとの意向があり、安心ネットづくりのＩＣＴシンポジウムが実施地域に確実な波及効果を現してきていることがわかる。

「b. ＰＴＡブロック大会など大規模開催要請」では、九州ブロック大会第三分科会、近畿ブロック大会特別分科会のＩＣＴ研修企画要請を受けた。またアンケート結果では、前年アンケート結果と比べて、青少年を守るための必要な方策として「学校対応」「携帯事業者対応」「法規制」といった第三者任せの比率が少なくなる一方、「フィルタリング徹底」「保護者の対策」「使い方、マナー教育」「家庭でのルール作り」など保護者の主体的な行動が必要である選択肢の比率が高くなり、少なからず意識改革を起こすことが出来た。

また、これらの啓発事業においては、適宜インターネットを活用した中継を行い、ネットの利便性アピールと全国の関係者への訴求も行った。

引き続き啓発事業では、普及が見込まれるスマートフォンや、ネット接続可能なゲーム機、インターネットＴＶなど、新たな動向を踏まえ地元ニーズに沿ったテーマ設定と企画構成を提案していく。

子ども事業については、丸の内キッズフェスタ（参加者約11万人）」「仙台市ＰＴＡフェスティバル（約4万3千人）」「ワークショップコレ

クション（約6万2千人）」の３つの地域事業に参加した。大規模な子どもの集客が可能なイベントに参加することは、「グッドネット」の普及に大きく貢献したと考えられる。参加に当たっては、会員企業のノウハウを活用したが、特に「ワークショップコレクション」では、横浜保育福祉専門学校と連携し、保育士を目指す学生の多数のボランティア参加を得て、子どもの視点に立った、子どもが自ら積極的に参加し考えることを促す「グッドネット」ブースを実現し、創意工夫ある参加を行うことができた。

２．子どもを守るための緊急アピール

「もっとグッドネット宣言」や全国各地でのシンポジウムや勉強会など、広く社会全体に向けたメッセージを発信してきているが、今なお、携帯電話等からのインターネット利用において児童・青少年を巻き込む性犯罪等が、社会問題として各方面から注視されている。このような現状に鑑み、さらに踏み込んだ具体的なメッセージを発することが必要と考え、「子どもを守るための緊急アピール」を警察庁、総務省、文部科学省と連携の上、2010年10月12日に公表。

Ｖ　モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（ＥＭＡ）

１．フィルタリングの実効性に関する課題

携帯電話のフィルタリングは、画一性・非選択性という問題があり、その問題を克服するために、カスタマイズ機能等のフィルタリングのサービスの多様化及び民間の第三者機関における、認定サイトをアクセス制限から解除するという方針が総務大臣要請等により出されたものに基づき、モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（以下、ＥＭＡ）は活動を行っている。

２．第三者機関としての設立及び活動

第三者機関としてＥＭＡは、平成 20 年４月８日に一橋大学名誉教授の堀部政男を代表理事として設立。民間の第三者機関として、基準や審査の中立性を確保するため、基準策定委員会及び審査・運用監視委員会という理事会から独立した委員会制度を敷いている。基準策定委員会及び審査・運用監視委員会については、事業者から利害関係を有しない学識経験者、有識者のみで構成されており、理事会が基準の策定もしくは審査内容について直接関与することはできない仕組みになっている。理事会についても、定款上は、事業者は半数以下と定めていますが、現在、有識者と事業者団体の代表のみで構成。

３．取組状況

これまでの取組状況について、アクセス制限対象となるカテゴリーの改善の検討。サイトの認定制度については、投稿機能のあるいわゆる「コミュニティサイト運用管理体制認定制度」と投稿機能のない「サイト表現運用管理体制認定制度」

の２つの認定制度を実施。
現在は、スマートフォン等のような新しいサービスにも暫時対応するために、新技術対応検討部会を設置し、新しい機器やサービスへの対応の検討をスタート。
また、同時に子どもたちの利用環境を整備するだけではなく、18 歳を過ぎても安心・安全、しかも自分のリテラシーの下にインターネットを使いこなせるような能力を培うために、啓発・教育プログラムを策定し、啓発教育活動にも尽力。

⑴　アクセス制限対象カテゴリー改善
アクセス制限対象となるカテゴリーの改善検討に関しては、平成 20 年 9 月 4 日に「アクセス制限対象カテゴリー選択基準に関する意見書」を発表し、既存でアクセス制限となっていた一部カテゴリーについて対象外とすべき意見を表出。
認定制度については、子どもたちに人気のあるサイトや、使う必要性のあるサイトがフィルタリングの対象となり、サイトが利用できない場合には、フィルタリングをかけない、もしくはフィルタリングを解除する動機となりかねず、その場合には、違法・有害情報に完全に罹患してしまうため、第三者機関による認定を行うことにより、十分な監視を行い、不適切な利用者に対してペナルティ制度などを実施し、通報体制が整備されているサイト、すなわち大人が見守るサイトの中で、子どもたちがリテラシーを高めながら使っていく環境を整備し、安易にフィルタリングを外さないような取組である。

⑵　コミュニティサイト運用管理体制認定制度の概要
コミュニティサイト運用管理体制認定基準は全部で 22 項目の基準。中でも「青少年利用を前提とした利用環境の整備」、「監視体制の整備」、「注意警告対応・ペナルティ制度の実施」など、それぞれ不適切なユーザー、不適切な投稿に対して的確な対応を要求。

①　審査・運用・監視
サイトの審査は、予備審査及び本審査の２段階に分かれており、予備審査において、申請されたサイトが審査の対象になっているかを確認。予備審査を通過した場合には、本審査を実施。本審査では、申請事業者より書面で提出された情報が実態と合っているか、内部及び外部に委託した機関によるサイトの実態確認、並びに現地調査によりサイトの監視状況の確認。機械による投稿の監視等を行っている場合には、そのシステム等についても確認をし、管理者に対するヒアリング等を実施。
認定期間は１年間。１年後に再度更新・審査という形で、最初の審査と同様の審査をもう一度実施。また、更新審査までの間は運用監視期間となり、運用管理体制が維持されているかを確認するため、認定サイトに対して定期的・継続的な監視を実施。認定事業者に対して定期レポートの提出を求め、また、ユーザーからのＥＭＡへの通報による確認に加え、暫時サ

ンプリングの調査等も実施。

この段階で不適切もしくは疑問、疑義等が生じた場合には、確認、指摘、是正という措置を実施。確認、指摘は、それぞれ事業者より回答書を求め、是正の場合は、是正対象となる内容を明記した上で、その是正対応が一定期間内になされない場合には、認定の一時停止となり、その後にもその対応がなされない場合には「認定取消」となる。現在のところ認定取消は、これまで２件発生。

② 認定基準の見直し

基準の見直しについては、子どもたちの性犯罪被害者について件数が増えているという状況を真摯に受け止め、基準の検討を暫時実施。総務省の「利用者視点を踏まえたＩＣＴサービスに係る諸問題に関する研究会」で取りまとめた「第二次提言」を受け、平成 22 年７月 23 日に認定基準及び概説書を変更。（一部単独で変更できる部分については、平成 22 年５月 13 日に一部外部サイトへの誘導等についての規定も変更。）これは、児童誘引行為等のトラブル抑止・防止対策として「ミニメールの内容確認」、「利用者の年齢認証の確実化」の実施に対応したもので、ミニメール等のサイト内メッセージを監視する場合には、通信当事者に同意を得るよう適切な措置を講じ、サイト利用者の年齢情報を用いる場合には、利用者のプライバシーが保護されるよう十分に注意を払ったうえで、青少年が悪意ある大人に誘引されることを抑止する利用環境の整備・維持されることを要求。

③ 申請・審査・認定状況

現在、認定率は 67.6%、認定継続率は 48.5%。５割を超えるサイトが、認定を受けても監視体制や運用管理体制の維持の負担などにより認定の継続だけでなく、サイト運営の継続ができないケースがある。2010 年３月 31 日現在、認定サイトは 37 サイト、認定サイト内の総延べ会員数は 8,700 万人、投稿数が約 7,000 万件/日。これを 24 時間 365 日監視することによって、４万件/日の投稿が削除。全体の投稿数の 0.06%程度が削除され、逆に言えば 99.9%の投稿が削除に値しない内容で、通常のコミュニケーションが行われている。

(3) サイト表現運用管理体制認定制度の概要

サイト表現運用管理体制認定基準は、ホームページやコミック、グラビア等のサイトを実施しているサイトを対象としており、サイト運営事業者が自社で表現基準を定め、子どもたちに不適切なコンテンツについては一般の書店やコンビニで行われている区分陳列を導入するというコンセプトで規定。

(4) スマートフォンだけでなく、ゲーム機、パソコン等の利用も青少年に広がっており、新たな取組として、啓発・教育等の重要性や、監視の重要性が更に増

してくるものと考えており、認定制度についても、これまでの携帯電話向けサイトの認定を、９月から認定範囲として定義している URL の範囲において、いかなるデバイスからでも認定状況をクリアーするよう変更。

Ⅵ　インターネットコンテンツ審査監視機構（Ｉ－ＲＯＩ）

１．ｉコンプライアンス

(1)　青少年インターネット環境整備法を守るために、ｉコンプライアンス（コンテンツのコンプライアンス）が必要。

(2)　企業だけではなく、個人も必要（2010年度、南房総市でICTリテラシー教育の実証実験中）。

(3)　上場企業を中心に、会員勧誘活動と同時に青少年インターネット環境整備法の重要性について啓発活動を実施。

２．サイトの健全性認定

(1)　企業サイトについては、それぞれの立場で自身のコンテンツの健全性をチェックするセルフレイティングを行っている。

(2)　セルフレイティングができる人材を育成するため、アセッサー教育を実施。現在までに 27 人が適任者として認められている。2010 年は３社（ウェブマネー、電通国際情報サービス、富士ソフト）を認定。

(3)　2009 年認定したサイトも１年で更新するので、現在作業中。

３．健全性認定に係る取組

(1)　問題点

①　誰がコンテンツに責任をもつのか

②　誰が自社サイトのリンクに責任をもつのか

　上記２点は環境整備法を遵守するためにも必要不可欠な要素。しかし、それがはっきりしていない企業が多い

　上記を明確にするためには膨大な調整を要し、時には組織改編も必要になる(サーバー管理方法・コンテンツの管理方法・リンクの管理方法)。

(2)　認定会員企業に対して、会員としての普及・啓蒙促進（ｉコンプライアンスの考え方の導入）を依頼。

(3)　サイト作成の際の外注業者、ポータルサイトに情報を掲載する業者に対して、契約条件に盛り込む等を実施。

(4)　課題

①　オンラインゲームにおける会員企業からの認定の要望

②　ｉコンプライアンスの普及啓蒙のための教育（社会人・学生・教育現場）

Ⅶ 社団法人日本ＰＴＡ全国協議会

○　基本的に小中学生、青少年の若年層に対しては、フィルタリングのあり方や機能限定の携帯電話の所持について検討する以前に、なるべく所持させないという考え方が主流である。

○　本来青少年の携帯電話の利用については、きちんとどういう社会状況を保護者の立場としてつくり出していかなければいけないかなど踏み込んだ検討をすべきだが、現状では携帯電話を所持させないというところで議論が終わっており、現実に所持していることについてどう対応していくかということに関しては、ほとんど踏み込めていない。

○　61の協議会があるということは、47都道府県と13政令市で各協議会から代表が来ているわけだが、各地での取組に温度差があり、①シンポジウムを開いた地域では意識が少しずつ変わってきて、携帯電話を所持するしないは別にして、きちんとこの問題に対して保護者が情報を理解し、そして現状の中で青少年に一番よい状況を模索していかなければならないという意識があるところ、②シンポジウムを開くことですら、子どもに携帯電話を持たせることにつながりかねないと言って開催を拒絶するところに分かれる。

○　日本ＰＴＡ全国協議会推薦の限定機能付き携帯電話は、日本ＰＴＡ推薦として市場に少しずつ広がりつつある。

○　青少年を一くくりにしてほしくない。小学生、中学生、少なくとも高校と３段階ある以上、３段階に分けて携帯電話の利用について検討してほしい。

Ⅷ 社団法人全国高等学校ＰＴＡ連合会

○　青少年インターネット環境整備法は、国の強制的な規制とならない、民間業界の自主的な裁量で子どもたちの安心をしっかり守っていこう、という法律におさまってくれたことに関して非常に感謝。

○　青少年インターネット環境整備法の成立段階で、本当に集中的にいろんな実践教育を実施するなど、リテラシー教育は絶対に必要であるが、学校にその当時「学校裏サイト」といったサイトがあったが、それに関して情報公開を学校側に依頼したところ、学校側は門戸を閉ざして、日頃、生徒の指導で手いっぱいなので、そういった親が勝手に買った携帯電話に関して学校を巻き込んでほしくないということで、完全に拒絶された。また、携帯電話を持たせないという運動を当時起こり、子どもたちに携帯電話を持つ上でのリテラシー教育に関して、しっかりと学校も保護者と一緒になって動いてくれませんかという依頼も行ったが、これも学校側から拒絶された。

○　インターネットに関する携帯電話の問題をＰＴＡの活動目標にして、各県ごとの講演会、全国９ブロックのブロック大会での分科会をつくって検討して、全国大会で集まり、そこでもう一回特別な分科会をつくるなど２年間ほど集中的に取組を実施した。

○　３年を経過すると、高校の場合、保護者はみんな変わってしまい、新しい保護者が入ってくることから、取組を継続的にやっていかないと意識レベルがうまく保っていけない。2010年度は、新しく携帯電話の問題に戻って、繰り返しやっていく必要があると考えており、講演会、講習会は保護者に対する講演だけではなくて、各学校でも校長先生の裁量で子どもたちだけ、もしくは子どもたちと保護者が一緒になった学園ＰＴＡといった中でもやるなど、子どもを巻き込んでのリテラシー教育が始まっている。

○　ケータイ甲子園では、各学校でどういったルールを使って、どう携帯電話を使っていこうかということを子どもたちが自主的に考えている。それに対して、みんなで評価して、いいものがあれば採用していこうといった自主的な動きが出てきたというのは、１つの大きな変化だと思っている。

○　高校では、携帯電話は学校では使用しないことを大前提にしているが、教育委員会自体の温度差が相当あるので、保護者が一生懸命頑張っても、国の機関が頑張っても、その中間にいる教育委員会がちゃんとやらないと何の意味もない。

○　省庁で実態調査などを実施する場合、日本ＰＴＡ全国協議会や全国高等学校ＰＴＡ連合会をうまく使って、一緒に巻き込んだ調査活動を行えば、その結果報告もＰＴＡ側にも全部来るので、その結果を踏まえ保護者も直接肌に感じて、これはどうにかしなければならないとなれば、多分自然とそういった活動につながっていくのではないか、うまくＰＴＡを利用してもらうと、もっと効率のいい調査もやっていけるのではないか。

Ⅸ　フィルタリング協議会：「保護者のためのフィルタリング研究会」取組報告

１．　取組状況

(1)　青少年を違法・有害情報から護る権利と義務が帰属すべき主体はあくまで個々の保護者という前提で、各関係者が取り組むべき努力を明確にし、主体的に問題解決に当たろうとする保護者を支援すべき。研究会としては、フィルタリングそのものの利用・提供のあり方の改善を主題として、青少年の成長に合わせた「段階的利用モデル」を前提に取り組むこととした。ネット依存や誹謗中傷書き込み（ネットいじめ）の問題は対象外とした。

(2)　2010年4月から同年11月までの計７回の研究を開催。いずれも関係省庁、地方自治体、関連業界団体などに傍聴を呼びかけ、公開形式で関係者からヒアリング等を実施。

２．　報告書の概要

(1)　利用者が留意すべき点

フィルタリングは、正しく利用することで一定程度の効果が期待できる反面、技術的なものも含めて限界も多数存在していることを保護者はもちろん、全ての関係者が適切に認識しておく必要がある。

①　基本技術に関わる限界

ブラックリスト方式の場合、リスト更新のタイムラグや、利用者が少ないサイトや公開したばかりのサイトなど、本来制限すべき内容が含まれていても、リスト抜け・漏れが生じてフィルタリングによる制限ができない。

②　配置場所（接続経路）に関わる限界

フィルタリングソフトを経由せずにインターネットに接続できる経路が存在する場合（例えば、無線ＬＡＮ接続）、フィルタリング機能を備えたソフト（アプリ）を利用者端末に導入するなどの対応が必要。

③　稼働環境に関わる限界

フィルタリングソフトの設定を青少年によって変更され、フィルタリングが機能しないことがないように、管理者パスワードは適切に取り扱う必要がある。

(2)　普及活用の課題と解決

①　事業者起因による課題

ブラックリスト方式の場合のリスト更新の遅れ、フィルタリング設定の難しさ、告知不足による保護者のフィルタリング不認知。

②　保護者起因による課題

インターネット利用に係るリスク、フィルタリングの役割及び機能についての認識不足。

③　解決のための方向性

利用主体となる保護者の理解度や能力・状況などの改善を図ることが最も大切になるが、同時に製品・サービスを提供する側にも、一般的な保護者が主役となってフィルタリングを活用できるように、提供内容自体の改善と告知の努力が強く求められる。また行政機関や、関係する事業者においても、保護者やフィルタリング提供事業者の変化や努力を支えるような各種の取組が期待される。

(3)　提供事業者向けの提言

① フィルタリングに本来求められる最も重要な「利用者の指示に応じて特定分野のサイト閲覧を制限する」という機能について、性能を高める努力を怠らず、また常に最新のインターネット技術や利用動向へ対応していくべきである。
② 青少年の安全を最優先事項として、フィルタリングサービスの設計や運用に努めるべきである。
③ 利用者としての保護者の理解度や予備知識に合わせたサービス設計に努めるべきである。
④ フィルタリング提供事業者自身が、提供する製品・サービス内容等について透明性確保への積極的な努力を払うべきである。

第３章　法施行後の現状及び今後を踏まえた課題等に対する検討結果

検討会は、委員及び関係省庁等から、青少年インターネット環境整備法に係る施行後の取組について検証し、今後の課題について取りまとめ（第６回検討会）、併せて法的問題など幅広い観点から検討すべき事案を 12 の検討課題として選定し、検討会における審議の上（第７～９回検討会）、その課題整理を行った。

第１節　今後の課題

第６回検討会において、法施行以降における基本計画に係る取組等に対してフォローアップを実施し、その結果を踏まえて今後の青少年インターネット環境の整備等に関する課題として、以下のとおり整理した。

【総括】青少年による携帯電話を通じたインターネット利用を前提として、社会全体での更なる取組が必要。

１．教育及び啓発活動の推進
効果的な啓発活動の在り方について検討を進めつつ、家庭におけるルールづくり等の取組を更に支援していくことが必要。

２．フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等
フィルタリングの簡便化等への支援を続けるとともに、特に保護者に対する啓発活動を強化し、一層の普及に努めることが必要。

３．民間団体等の支援
有害情報対策事業者等の民間団体に対し、メンタルヘルスケアを含めた支援の充実を図ることが必要。

４．その他重要事項
関係機関等の間の連携の更なる強化が必要。

５．推進体制等
各国との情報交換等、国際連携の更なる推進が必要。

第２節　課題整理

検討会は、第７回から第９回までの検討会において、第２章（青少年インターネット環境整備法施行後の取組概要）及び前節（今後の課題）に沿って、検討の重点を置くべき課題について、論点を整理して12の検討課題に焦点を当てた検討を行うこととした。

各課題については、まず関係省庁において検討され、本検討会では、その検討結果の報告をもとに、九都県市首脳会議の法改正要望（注）「青少年をインターネットの青少年有害情報から守る取組について」等と併せて、さらに検討を行い、整理した。なお、警察庁、総務省及び経済産業省では、検討にあたって有識者からなる会議体を組成し、数次の会合を行っている。[12]

また、総論的な整理として、第９回検討会で「基本方針」を設けることが提議され、これについても検討を行って整理した。

各課題に対し整理した概要は、以下のとおりである。

（注）**九都県市首脳会議の法改正要望**：①青少年が使用する携帯電話のフィルタリングサービス解除の厳格化を図ること、②携帯電話事業者等の契約者への説明責任の徹底を図ること、③スマートフォンを始めとした新たなインターネット媒体の普及といった、青少年を取り巻くインターネット接続環境の変化への対応を図ること、④特定サーバー管理者に対して、その管理する特定サーバーを利用しての青少年有害情報発信状況の監視を強化すること。

第１　基本方針

インターネット上には、青少年の健全な育成を著しく阻害する情報（青少年有害情報）が数多く流通しており、こういった情報から青少年を護るための有効な施策が必要なことは明らかである。一方で、インターネットは、国民の社会活動、文化活動、経済活動等のあらゆる活動の基盤として利用され国民生活に必要不可欠な存在となっており、青少年においても、その恩恵はでき得る限り享受されるべきである。

よって、青少年有害情報から青少年を護り、インターネットの恩恵を享受させるため、以下の５つの基本方針に従って施策を推進することが求められる。

<u>①　リテラシー向上と閲覧機会の最小化のバランス</u>

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整備するため、あらゆる機会を利用して、青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上を

---

[12] 警察庁における有識者会議は、「総合セキュリティ対策会議」（委員長：前田雅英首都大学東京法科大学院教授）であり、検討結果は「安全・安心で責任あるサイバー市民社会の実現に向けた対策について」（平成 23 年５月 12 日公表。http://www.npa.go.jp/cyber/csmeeting/h22/pdf/pdf22.pdf）。総務省における有識者会議は、「利用者視点を踏まえたＩＣＴサービスに係る諸問題に関する検討会」（座長：堀部政男一橋大学名誉教授）であり、検討結果は「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する中間報告」（平成23年２月７日公表。http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban08_01000015.html）。経済産業省における有識者会議は、レイティング/フィルタリング連絡協議会研究会（座長：清水康敬東京工業大学監事・名誉教授）であり、検討結果は「平成２２年度レイティング/フィルタリング連絡協議会研究会最終報告」（平成 23 年２月とりまとめ）。

図る施策を行う。これを補完するため、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための施策を行う。

② 受信者側へのアプローチ

青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための施策は、インターネット上の自由な表現活動を確保する観点から、受信者側へのアプローチを原則とする。

③ 保護者及び関係者の役割

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整備する権利を持ち、役割を担うのは、一義的にはその青少年を直接監護・教育する立場にある保護者である。ただし、保護者が単独でその役割を全うすることは困難なため、関係者は連携協力して保護者を補助する各々の役割を果たさなければならない。

④ 民間主導と行政の支援

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に当たっては、まずは、民間による自主的かつ主体的な取組を尊重し、これを更に行政が支援する。

⑤ 有害性の判断への行政の不干渉

いかなる情報が青少年有害情報であるかは、民間が判断すべきであって、その判断に国の行政機関等は干渉してはならない。

第２　保護者等関係

【課題１】保護者による青少年のインターネット利用の管理のあり方

青少年のインターネット利用の適切な管理等に努める保護者の責務を定める、青少年インターネット環境整備法第６条に関し、保護者による青少年のインターネット利用の把握・管理が社会的に必要であることは言うまでもないところ、青少年のプライバシー意識の高まり等の環境変化や、保護者のネットリテラシー不足の問題もあり、必ずしも円滑になされているとは言い難い。

こういった問題意識を背景に、適切な管理・把握の在り方、それを支援するツールのあり方について検討を行う。

１　保護者によるインターネット利用状況の把握は、青少年との会話によって本人から説明させることや、インターネット端末を利用している様子を家庭内で見守ることを基本とすべきである。

２　青少年本人の同意を前提として、保護者に対して、ウェブサイトの閲覧履歴やメールの送受信履歴を簡便に閲覧できるツールは、利用状況の把握に強力な効果を持つ一方、青少年の携帯電話インターネット利用に強い制約をもたらし、青少年のプライバシーへの強い制限となるため、当該ツールを直ちに利用可能とすべきとの提言や、保護者に対して利用履歴の確認を奨励すべきとの提言を行うべきではない。

【課題２】保護者等に対する実効性ある普及啓発のあり方

青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等を定める法第１３条乃至第１６条に関し、保護者、青少年及び教育関係者等に対する実効性ある普及啓発のあり方について検討を行う。

１　小・中・高等学校等における入学説明会や新入学時の保護者説明会等のタイミングを捉え、適切なフィルタリング利用について保護者及び子どもに周知・啓発できるよう、文部科学省から教育委員会等の関係機関に対して協力依頼、また、警察庁から都道府県警察に対して要請する。

２　行政は、保護者及び青少年のインターネットリテラシーに関する指標も重要な政策ターゲットとすべきであり、保護者及び青少年のインターネットリテラシーに関する指標を整備し、定期的に公表していくことが求められる。

３　また、事業者は、どのようなフィルタリングが利用可能かなどのインターネット接続機器のフィルタリングに関する情報の提供を強化することや、機器利用開始時の初期設定の際に、同時にフィルタリングの設定へ誘導するなどのより保護者の利用しやすいフィルタリング設定方法を検討することに留意して取組を進めることが重要であると確認された。経済産業省は、保護者に普及啓発するための場を事業者等に提供するほか、こうした事業者による自主的取組を促していく。

第３　フィルタリング関係

【課題３】保護者の安易なフィルタリング不使用・解除への対策等のフィルタリングの更なる普及に向けた取組　　**≪九都県市首脳会議要望①・②≫**

法第１７条においては、青少年が携帯電話等を通じてインターネットを利用する場合にはフィルタリングサービスの利用が原則とされているところ、平成 21 年度内閣府調査によると、携帯電話等におけるフィルタリングの利用率は 50%弱にとどまっていることから、携帯電話等におけるフィルタリングの更なる普及に向けた、原因の分析及び抜本的な対策を検討する必要があると考えられる。

たとえば、法第１７条においては、携帯電話等におけるフィルタリングの不使用・解除は保護者に委ねられているところ、上記調査によると、保護者がフィルタリングを利用しない理由としては、「子どもを信用している」（約 42%）、「特に必要を感じない」（約 29%）が上位を占めており、保護者が必ずしも子どものインターネット利用におけるフィルタリングの重要性・必要性を認識してはいないのではないかと指摘されている。そうした保護者の安易なフィルタリング不使用・解除を避ける方策について、携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び販売代理店、保護者、教育関係者、行政等の関係者に求められる事項について検討を行う。

また、未成年利用の確認の徹底等の方策について検討を行う。

１　リテラシーが十分でない保護者によって、安易なフィルタリングの不使用/解除がなされているとの指摘があり、こういった状況に対応するため、保護者の判断を制限する取組（フィルタリング解除理由の制限や解除理由書の提出等）が検討され、一部地方公共団体の条例で実施されている。こういった取組は、フィルタリング普及に一定の効果をあげていると考えられるものの、まずは保護者の判断を尊重すべきであり、当該取組は各地方の実態に鑑みた例外的な措置として捉えるべきである。対策は、保護者の判断権を必要以上に制限するのではなく、各関係者が保護者による判断を適切にサポートすることによって図られるべきである。

２　携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び契約代理店には、保護者が適切に判断を下せるよう、判断材料の情報提供や保護者のリテラシー能力の向上等のサポートを行う役割を担うことが求められる。とりわけ保護者によるフィルタリング不使用/解除申告時には、フィルタリングを利用しない場合、青少年有害情報の閲覧等のリスクが飛躍的に高まることについて説明することが求められる。

３　保護者名義で回線契約が締結されているが、実際にはその保護する青少年が利用している携帯電話端末（いわゆる「親ケータイ」）については、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に、新規契約・機種変更等の機会を捉えた確認等により、青少年利用の有無の確認強化を進めていくことが求められる。

【課題４】フィルタリングの実効性の向上

フィルタリングから漏れた青少年有害情報の存在等の指摘に対応し、フィルタリングの実効性の向上に向けて、携帯電話事業者、フィルタリング提供事業者及び第三者機関に求められる取組について検討を行う。

１　フィルタリング関係事業者には、更に利用者意向に配慮した利用しやすいフィルタリングを提供することや、フィルタリングの基準設定機能と個別の情報の基準への該当性の判断機能について、独立性と透明性を確保する仕組み作りについて検討すること等が求められる。

２　第三者機関には、認定サイトにおける犯罪抑止のために、運用監視の実効性の向上と認定基準の有効性の向上が強く求められる。その前提として、第三者機関が広く認定サイトに関する情報を収集、取得、分析を行うことが必要である。

３　第三者機関には、同機関が客観的で公平な立場からサイト等の評価を中立的に行い得るための必要不可欠の前提として、独立性が求められる。認定の実効性を高めるために他の機関と連携した場合に、基準策定や、認定取消処分に他の機関が影響を及ぼすおそれがあるが、特に、監査的機能を有する部門において、第三者機関の活動を外部的な視点から確認し、場合によっては、第三者機関に対して助言や是正勧告を行う仕組みを整備することが実効的な対策となる。

【課題５】新たなインターネット接続可能な機器についてのフィルタリング提供義務のあり方の検討 **≪九都県市首脳会議要望③≫**

フィルタリング提供義務等を定める法第１７条乃至第１９条に関し、スマートフォン、SIMロック解除端末、３G接続可能なタブレット型ＰＣ、ゲーム機、インターネット対応型テレビ等の新たなインターネット接続機器について、フィルタリング提供義務のあり方について検討を行う。

１　平成２１年の青少年インターネット環境整備法の施行以来、スマートフォンやインターネット接続可能なゲーム機の登場等により青少年のインターネット利用動向には変化が生じている。現行法ではフィルタリングの提供に関して関係事業者にそれぞれ義務[13]が課されているが、こうした環境変化を踏まえた上で、適切なフィルタリング提供義務のあり方について、改めて総務省及び経済産業省でそれぞれ検討を行ってきた[14]。本検討会では、両省の検討結果を持ち寄り、適切なフィルタリング提供義務のあり方について整理した。その内容を「どの程度のフィルタリング提供義務を課すべきか」、「誰にフィルタリングの提供を求めるべきか」の２点について要約すると、以下のとおりである[15]。

２　「どの程度のフィルタリング提供義務を課すべきか」に関しては、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が重大なサービスか否かで判断されるべきであり、影響が重大なサービスの場合は、事業者に、より積極的にフィルタリングを提供する対応が求められる。

青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が重大なサービスか否かの判断は、①青少年による利用が１８歳以上の者に目視により監督される蓋然性が低いサービス、かつ、②青少年がこれを利用して青少年有害情報を閲覧する可能性が特に高いサービスか否かで判断されるべきである。

インターネットに接続するサービスが青少年による青少年有害情報の閲覧に重大な影響を及ぼす場合の、より積極的にフィルタリングを提供する対応については、例えば、青少年利用の多い携帯電話を通じたインターネット接続サービスを提供する事業者には、現在と同様、今後もフィルタリングの利用を条件として役務提供することが求められる[16]。また、インターネット接続機器製造事業者には、青少年に

[13] 青少年インターネット環境整備法では、第１７条で携帯電話インターネット接続役務提供事業者に、第１８条でインターネット接続役務提供事業者に、第１９条で携帯電話端末及びＰＨＳ端末を除くインターネットと接続する機能を有する機器の製造事業者に、それぞれフィルタリング提供に関する義務を定めている。

[14] 経済産業省では 2011 年２月にレイティング/フィルタリング連絡協議会研究会において、携帯電話及び PHS 端末以外のインターネット接続機器について、フィルタリング提供にあたっての判断基準（①青少年の単独での利用の程度、②インターネット上のオープンなサイトの利用状況、③機器の性能、④機器の可搬性）をとりまとめた。

[15] 各インターネット接続機器に関する適切なフィルタリング提供義務のあり方の詳細については、それぞれ、総務省（携帯電話端末及び PHS 端末）、経済産業省（携帯電話端末及び PHS 端末以外の端末）の検討結果を参照。

[16] 法第１７条では、携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、青少年が利用する携帯電話インターネット

よる青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が重大なサービスの提供を可能とする機器について、より容易に保護者がフィルタリングを利用できるような措置を講じることが求められる[17]。

３　現在、インターネット接続機器の中には、PC や携帯電話とは異なり、インターネット上に提供されている多様なサイトを閲覧できる訳ではなく（インターネット上のオープンなサイトを閲覧可能な訳ではなく）、機器を提供する事業者等がコンテンツやサービス自体を管理するサイトにのみ接続する（インターネット上のクローズなサイトにのみ接続する）機器も存在する。あるいは、それらの両方に接続するものも存在する。インターネット接続機器[18]に対するフィルタリング提供にあたっては、このような接続先サイトの特性が考慮されることが望ましい。

４　「誰にフィルタリングの提供を求めるべきか」に関しては、計算能力や記憶容量等という機器の性能、利用者の移動等によって随時接続経路が変化する観点から機器の可搬性を考慮して決定されることが重要である。これは、利用場所に応じて多様な接続環境からインターネットを利用しても、フィルタリングが切れ目無く提供されるよう関係事業者が連携した上で、機器の性能を考慮した最も適切な方法が選択され、フィルタリングが提供されることが望ましいとの考えによるものである。

５　上記をまとめると、適切なフィルタリング提供のあり方は以下の表１となる。現在の民間事業者の対応は、法が求める義務を満たしているが、本検討会で整理した追加で求める事項についても、関係事業者によって着実に実施されることが望まれる。

６　なお、携帯電話インターネット接続役務について、法第 17 条第１項のフィルタリング提供義務を果たすためには、携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、役務提供開始時に確実にフィルタリングの利用が可能な状態にしておくことが必要である。例えば、店頭で携帯電話端末等が販売される際に、インターネット接続役務が既に提供されているにも関わらず、フィルタリングが利用できない状態が生じていてはならない。また、役務提供開始時に、フィルタリング実装の設定を保護者自らが設定する運用の場合は、その設定手順が過度に困難であってはならない。この点、現行法の解釈上必ずしも明確ではないため、解釈を明確化することが求められる。

７　また、青少年有害情報への対応としてフィルタリングの利用を条件に役務提供を行う義務を規定している法第 17 条第１項の趣旨に鑑みれば、例えば携帯電話端末

接続役務を提供する際には、フィルタリングの利用を条件としなければならないことが定められている。また、法第１８条では、インターネット接続役務提供事業者は、利用者から求められた際にはフィルタリングを提供しなければならないことが定められている。

[17] 法第１９条では、インターネット接続機器（携帯電話端末及びＰＨＳ端末を除く）の製造事業者はフィルタリングの利用を容易にする措置を講じた上で当該機器を販売しなければならないと定められている。

[18] 携帯電話端末及びＰＨＳ端末は、法第１９条の対象外であるため、ここでいうインターネット接続機器から除く。

にフィルタリングソフトウェアをプリインストールして提供する等、ネットワークではなく携帯電話端末側でフィルタリング機能を提供する場合も、法第 17 条第１項の義務を果たしていると考えられる。この点を明確化するため、所要の措置を取ることが求められる。

８　今後は、ネットワークや機器の利用動向の変化に対応できるよう、上記１～３の観点に基づき、継続的にネットワークや機器の利用状況等を調査し、結果に応じた検討をしていくことが重要である。また、スマートフォンの無線ＬＡＮ接続やアプリケーション等ブラウザ以外のソフトウェアからのインターネット接続についても、青少年による利用動向を踏まえながら必要に応じて検討を進めていく必要がある。

表　適切なフィルタリング提供義務のあり方

機　器	携帯電話端末		携帯ゲーム機		スレート型 PC		携帯多機能プレイヤー、PC（ノート型）、据え置き型ゲーム機、インターネット接続テレビ	カーナビ
ネットワーク	携帯電話回線	無線 LAN	携帯電話回線	無線 LAN	携帯電話回線	無線 LAN	無線/有線	無線
携帯電話インターネット接続役務提供事業者	フィルタリングの利用を条件とした提供	—	—	—	—	—	—	—
インターネット接続役務提供事業者	—	フィルタリングの利用を条件とした提供までは要しないが、今後の普及が予想されることから、求める事項を検討する	利用者から求められれば提供	利用者から求められれば提供	利用者から求められれば提供	利用者から求められれば提供	利用者から求められれば提供	利用者から求められれば提供
機器製造事業者	携帯電話インターネット接続役務提供事業者のフィルタリング提供に協力することが望ましい。	フィルタリングの利用を条件とした提供までは要しないが、今後の普及が予想されることから、求める事項を検討する	利用をより容易にする措置を講じる	利用をより容易にする措置を講じる	利用を容易にする措置を講じる	利用を容易にする措置を講じる	利用を容易にする措置を講じる	—

第４　特定サーバー管理者関係

【課題６】特定サーバー管理者の責任のあり方　**≪九都県市首脳会議要望④≫**

青少年有害情報等の流通に係る、特定サーバー管理者の責任のあり方について、民間主導を定める法第３条第３項の基本理念を踏まえ、検討を行う。

【課題７】法第２１・２２条に規定する努力義務の徹底

法２１条では、「青少年有害情報の発信が行われた場合における特定サーバー管理者の努力義務」と題して、特定サーバー管理者は、青少年有害情報につき青少年が閲覧できない措置をとるよう努めなければならない旨規定され、法第２２条では、「青少年有害情報についての国民からの連絡の受付体制の整備」と題して、特定サーバー管理者の国民からの連絡を受け付けるための体制を整備する努力義務が規定されているが、削除その他の措置等にあまり協力的でない管理者や連絡先を表示していない管理者等が一部見受けられる現状に照らして、法第３条第３項の基本理念を踏まえ、上位のレンタル掲示板管理者やサーバー管理者等による自主的な措置等をより促進していくための方策などについて検討を行う。

【課題８】出会い系サイト以外のサイトにおける実効性のあるゾーニングの導入に向けた取組みの推進

出会い系サイト以外のサイトにおける児童被害が増加している現状において、サイト内で悪意のある大人を児童に接近させないようにするため、利用者の年齢等の属性に応じた利用可能なサービスを区別するゾーニングに基づく機能制限が有効な手段である。

実効性のあるゾーニングの導入のためには、携帯電話事業者による利用者の年齢情報の収集、提供への利用同意の取付け及び出会い系サイト以外のサイト事業者に対する提供が必要不可欠である。

また、一部のＳＮＳ事業者が導入しているフィルタリング情報によるユーザーの年齢区分が、ゾーニングに基づく機能制限の向上に大きく役立っていることから、ゾーニングの実効性を高める上でも、フィルタリングの更なる普及について検討を行う。

１　特定サーバー管理者の青少年閲覧防止措置について、法的義務への引き上げ、青少年有害情報の監視義務の創設及び、青少年閲覧防止措置に対する免責規定の創設は不適切であり、特定サーバー管理者間の自主的な取組の推進で対応すべきである。

２　自主的な取組としては、上位の特定サーバー管理者の催告にもかかわらず、下位の特定サーバー管理者において青少年閲覧防止措置が講じられない等の場合に限って、上位の特定サーバー管理者が、下位の特定サーバー管理者の管理する特定サーバーに付き青少年閲覧防止措置をとり得る、その場合であっても下位の特定サーバー管理者の判断を尊重する等のモデル約款の整備が考えられる。

３　特定サーバー管理者の連絡受付体制整備について、法的義務への引き上げは不適切である。また、上位の特定サーバー管理者が、青少年有害情報を発見した外部機関に、当該下位の特定サーバー管理者の連絡先を提供する方策は検討の必要性に乏

しい。よって、特定サーバー管理者間の自主的な取組で対応すべきである。

４　自主的な取組としては、上位の特定サーバー管理者において、問い合わせフォーム等を整備し、下位の特定サーバー管理者に、その使用を推奨する等が考えられる。

第５　その他

【課題９】各関係者に求められる責務の再整理

国及び地方公共団体、関係事業者並びに保護者の責務を定める法第４条乃至第６条に関し、各関係者によるこれまでの取組の効果を検証した上で、各関係者に求められる責務を整理する。また、各関係者の協働を促進するための方策について検討を行う。

１　青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策が沿うべき基本的考え方を確立し、各関係者の責務を包括的に整理。基本的考え方を受け、次の関係者に求められる役割を整理する。

２　**保護者**は、その保護する青少年のインターネット利用環境整備に係る対策について、青少年の発達段階や教育方針に応じて適切に判断する役割を担うことが求められる。保護者は、かかる事項に適切な判断を下すために必要な知識・能力を身につけることが求められる。

３　**携帯電話インターネット接続役務提供事業者**は、青少年のインターネット利用の管理ツール（フィルタリング機能等）を、容易に利用可能な形で利用者に確実に提供する役割を担うことが求められる。また、保護者が適切に判断を下せるよう、判断材料の情報提供や保護者のリテラシー能力の向上等のサポートを行う役割を担うことが求められる。

４　**インターネット接続役務提供事業者**は、青少年のインターネット利用の管理ツール（フィルタリング機能等）を、容易に利用可能な形で確実に提供する役割を担うことが求められる。また、保護者が適切に判断を下せるよう、判断材料の情報提供や保護者のリテラシーの向上等のサポートを行う役割を担うことが求められる。

５　**フィルタリング関係事業者**には、青少年の発達段階及び利用者の選択に応じきめ細かく設定できるようにする等、性能及び利用者の利便性に配慮したフィルタリングを提供する役割を担うことが求められる。

【課題10】各省庁が保持するデータの共有・活用のあり方

実効性ある取組の立課題のためには、インターネット上のサイトに起因する青少年被害の実態（例えば、福祉犯事件の加害者の手口、具体的なサイト、被害者のフィルタリング実装の有無等）の客観的なデータが必要であるが、各省庁が各々の取組を行っており、政府部内で共有されているとはいい難い。よって、各省庁が保持するデータの把握、集計、政府部内における共有・活用について検討を行う。

関係省庁間で共有されるべき情報についての合意が得られているが、今後、その具体的共有方法、指標化等の活用方策について更に検討していくことが求められる。

【課題 11】インターネットカフェの年齢確認の徹底

いわゆるインターネットカフェ事業者も関係事業者として法第５条に基づく責務等を負うところ、インターネットカフェにおける、入店の際の年齢確認や青少年に対して、フィルタリング設定端末への青少年の誘導などの取組を推進するための対策について検討を行う。

また、青少年がインターネットを自由に利用できる場所（家電量販店の売り場など）についても、併せて検討を行う。

インターネットカフェ事業者については、警察庁及び各都道府県警察を中心に事業者に対する指導・支援を引き続き実施していくことが求められる。また、青少年がインターネットを自由に利用できる場所について、効果的な実態調査や対象方策等について更に検討していくことが求められる。

【課題 12】インターネットに係る有害情報（コンテンツ）に対する取組

青少年インターネット環境整備基本計画では、民間団体によるレイティング・ゾーニングの取組の支援が定められているところであり、そうした観点を基本としつつ多様化するインターネットに係るコンテンツについて更なる検討を行う。

国内における民間団体等が主体的に実施している有害情報に係る取組に対して、長期的な観点から効果的な支援のあり方を引き続き検討するとともに、海外における有害情報（コンテンツ）対策について実態を把握できるよう努めていくことが求められる。

【法附則４条に対応した検討】

『附則第４条　インターネットを利用して公衆の閲覧に供することが犯罪又は刑罰法令に触れる行為となる情報について、サーバー管理者がその情報の公衆による閲覧を防止する措置を講じた場合における当該サーバー管理者のその情報の発信者に対する損害の賠償の制限の在り方については、この法律の施行後速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。』に対応した検討を行う。

民間事業者と関係機関等との協力の下、社会的法益侵害情報に関する送信防止措置等が適切になされていると評価することができ、法令によりプロバイダ（サーバー管理者）の責任を制限することは、現状の運用や、社会的事実に鑑みれば、現時点で、当該情報を法令によってプロバイダ（サーバー管理者）の責任制限の対象とする必要性はないものと考えるのが相当と思われる。

第４章　青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言

検討会を通じて、青少年インターネット環境の整備等に係る取組は、法施行以来、おおむね政府等、関係者によりその法律の趣旨に沿った取組が実施されていることが確認され、それなりの成果が生じていることが認められたものの、青少年が巻き込まれる犯罪も報告されている現状から、現行のままで十分であるとは言えない。

一方、課題について検討した結果、法律の趣旨に基づき民間の自主的かつ主体的な取組を引き続き実施していくべきであるとの結論に至った。この結論は、関係省庁の有識者会議を通じて今回の検討の中で大いに議論を割いた部分でもある。

最終的な結論としての現行の取組に対する提言は、次のとおり。

１　政府等は、民間の自主的かつ主体的な取組に対しては、積極的な支援を引き続き実施していくとともに、特に青少年及びその保護者を巻き込んだ情報リテラシー教育等について、しっかりと状況を把握しつつ、関係府省庁の連携の下、基本方針を踏まえ、民間事業者、学校関係者、ＰＴＡなどと緊密な連絡によりその効果的な施策を実現していくことが必要である。

２　政府等は、今後のインターネットに関する技術の進展に速やかに対応できるよう、これからもフィルタリング技術等の向上のための開発支援を実施することが必要である。

３　関係事業者及び教育関係者は、自主的かつ主体的な取組を引き続き実施していくべきであるが、いまだに生じている問題等に対しては、保護者や子どもに配慮した積極的な取組が必要である。

　また、学校現場では新学習指導要領等の実施による情報モラル教育の推進が図られているところであるが、その実施に当たっては情報環境の変化を踏まえた情報リテラシーの向上を目指した指導が求められる。

４　保護者は、子どもを取り巻くインターネット環境に関する保護者の理解や関わり方により、青少年のインターネットに関する問題が解決されることも多いことから、インターネットの青少年有害情報を十分に認識した上で、子どもの発達段階に応じて家庭内での会話や見守りなどのプライバシーに配慮した方法により、その利用状況の適切な把握に努めることが必要である。

５　情報リテラシーに係る教育及び取組等は、青少年インターネット環境整備法の基本理念であり、かつ社会的な要請でもあるので、連携・情報共有並びに継続的な検討及び協働について強化することが重要である。

なお、検討会は、上記提言を踏まえ、今後の民間の自主的かつ主体的な取組を注視しつつ、インターネットを取り巻く環境の変化が著しいことにかんがみ、法令改正も含めた必要な対応について幅広い検討を行い、それぞれの取組に適切に対応できるように、継続的に開催していくべきである。

参考　報告書「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言」作成までの検討経緯

１　青少年インターネット環境の整備等に関する検討会

会合	開催日	主な議題
第７回	平成 22 年 10 月 8 日（金）	・青少年インターネット環境の整備等に関する検討の方向性 ・青少年インターネット環境の整備等に関する検討会の進め方 ・青少年インターネット環境の整備等に係る法施行状況（１） ・青少年インターネット環境の整備等に係る自由討議
第８回	平成 22 年 12 月 14 日（火）	・青少年インターネット環境の整備等に係る法施行状況（２） ・青少年インターネット環境の整備等に係る自由討議
第９回	平成 23 年 2 月 8 日（火）	・青少年インターネット環境の整備等に係る法施行状況（３） ・青少年インターネット環境の整備等に係る自由討議
第 10 回	平成 23 年 5 月 11 日（水）	・「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」の進捗状況（平成 22 年度）について ・検討会報告書「環境整備等に関する提言」（案）について
第 11 回	平成 23 年 8 月 30 日（火）	・「平成２３年度青少年のインターネット利用環境実態調査」の結果について（速報） ・「青少年インターネット環境整備基本計画」に盛り込まれた施策の進捗状況について ・検討会報告書「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言」（案）に対する意見の概要について ・検討会報告書「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言」のとりまとめについて

（参考）関係省庁で開催された有識者会議の審議経過

【警察庁】違法・有害情報対策分科会

会合	開催日	主な議題
第１回	平成 22 年 10 月 20 日（水）	・事業者とインターネット・ホットラインセンターとの連携について（１） ・悪質なサイト管理者対策について（１）
第２回	平成 22 年 12 月 6 日（月）	・事業者とインターネット・ホットラインセンターとの連携について（２） ・悪質なサイト管理者対策について（２）
第３回	平成 23 年 2 月 23 日（水）	・事業者の違法・有害情報対策について ・違法・有害情報対策分科会報告書（案）について

【総務省】利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会
青少年インターネットＷＧ

会合	開催日	主な議題
第１回	平成 22 年 9 月 21 日（火）	・青少年インターネットＷＧの進め方について ・青少年のインターネット利用を取り巻く状況について ・各関係者の取組状況と今後の課題について
第２回	平成 22 年 10 月 15 日（金）	・内閣府・青少年インターネット環境の整備等に関する検討会への報告について ・各関係者の取組状況と今後の課題について
第３回	平成 22 年 11 月 8 日（月）	・フィルタリング提供義務のあり方について ・多様なデバイスにおけるフィルタリング提供義務のあり方について
第４回	平成 22 年 12 月 3 日（金）	・フィルタリング提供義務のあり方について ・多様なデバイスにおけるフィルタリング提供義務のあり方について ・特定サーバー管理者に求められる事項について
第５回	平成 22 年 12 月 22 日（水）	・内閣府・青少年インターネット環境の整備等に関する検討会への報告について ・フィルタリング提供義務のあり方について ・多様なデバイスにおけるフィルタリング提供義務のあり方について

		・特定サーバー管理者に求められる事項について ・第三者機関のあり方について
第６回	平成 23 年 1 月 11 日（火）	・フィルタリング提供義務のあり方について ・多様なデバイスにおけるフィルタリング提供義務のあり方について ・特定サーバー管理者に求められる事項について ・第三者機関のあり方について
第７回	平成 23 年 1 月 17 日（月）	・中間報告について

【経済産業省】レイティング／フィルタリング連絡協議会

会合	開催日	主な議題
第１回	平成 22 年 11 月 15 日（月）	・新たなインターネット利用を踏まえたインターネット上の違法有害情報対策について
第２回	平成 22 年 12 月 1 日（水） （実務者のみで開催）	・各事業者の取組の御紹介 ・検討課題等について
第３回	平成 22 年 12 月 22 日（水） （実務者のみで開催）	・検討課題等について
第４回	平成 23 年 1 月 26 日（水）	・実務者会議の報告 ・フリーディスカッション
第５回	平成 23 年 2 月 24 日（木）	・最終報告（案）について

２　報告書（案）に関する意見募集（パブリックコメント）の結果

報告書（案）に関する意見募集（パブリックコメント）の結果については、以下のとおりである。

【概要】

１　期　　　　間：平成 23 年７月１日（金）から７月 29 日（金）までの 29 日間

２　告 知 方 法：内閣府ホームページ及び記者発表

３　意見提出方法：電子メール、郵送又はファックス

【意見提出状況】

１　主体別意見数：２８件（２１個人、７団体）

２　内容別意見数：６３件（複数回計上。ただし、報告書案と関係しない意見は除外。）

【内容別意見の概要（主な内容）】

１．基本方針（総論）関連（15 件）
○　行政側が規制を強化し、人権侵害や表現の自由等を逸脱して行わぬよう、民間側が自主的な判断のもと取組を行い、メディアリテラシー教育により青少年が安心・安全に使用できるようにする。 ○　地方では、条例によりフィルタリングなどの取組を行い、成果をあげているところもある。民間の判断だけでなく、国と地方で情報交換及び連携を取りながら、施策の調和をはかってほしい。
２．教育・啓発関連（10 件）
○　義務教育で実例・実践を交えながら情報リテラシー等の教育を行うことが重要である。 ○　保護者から子どもたちのインターネット使用へ関わっていくことが重要であるため、啓発の場に積極的参加を促す仕組みが必要である。
３．フィルタリング関連（19 件）
○　フィルタリングは有害情報でないものも対象となるため、子どもの知る権利や思想の自由を妨げる面がある。このことから、普及率にとらわれることなく慎重に行うべきである。その際、複数の通信サービス提供業者による選択が行えるようにすること並びに情報公開制度の整備及びリテラシー向上が必要。 ○　フィルタリングの利用を徹底するために保護者・政府・関係者の更なる取組が必要である。そのために継続的、実効性のある普及啓発を行い、端末機器事業者におけるフィルタリング提供義務の強化や解除する際の理由書提出義務、携帯電話販売者への研修制度の義務化等法改正を視野に入れた検討が必要。
４．児童ポルノ関連（５件）
○　オーバーブロッキング、アドレスリストの妥当性のチェック、並びに創作物等に対する恣意的な運用の問題があるため、ブロッキング導入については白紙にすべきである。 ○　規制強化の必要性に踏み込んだ意見を盛り込んでほしい。
５．その他（14 件）
○　国や地方自治体による強制行為でインターネット上の創作物の規制になるようなものは反対。 ○　検討会メンバーには、中立かつ公正な人物を起用し、科学的根拠や人権を重視して議論を行ってほしい。 ○　抽象的な表現にとどまっている。スマートフォン等早急な対応が必要である旨の具体的な意見を盛り込んでいただきたい。

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会委員

座　　長　**清水　　康敬**　東京工業大学　監事（常勤）・名誉教授

座長代理　**藤原　　靜雄**　中央大学法科大学院　教授

委　　員　**植山　起佐子**　臨床心理士コラボオフィス目黒 臨床心理士

〃　　**漆　　紫穂子**　品川女子学院校長

〃　　**尾花　　紀子**　ネット教育アナリスト

〃　　**清原　　慶子**　三鷹市長

〃　　**国分　　明男**　(財)インターネット協会　副理事長

〃　　**坂田　紳一郎**　(社)電気通信事業者協会 前専務理事

〃　　**曽我　　邦彦**　(社)日本ＰＴＡ全国協議会 顧問

〃　　**高橋　　正夫**　(社)全国高等学校ＰＴＡ連合会 顧問

〃　　**半田　　　力**　(社)電子情報技術産業協会 専務理事

〃　　**別所　　直哉**　フィルタリング協議会　メンバー